対応するものを掲げていないものは、これを加える。 するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

には、

経済産業大臣が告示で定める保安

を超えて火薬類を存置する場合の保安距 これらの表の保安距離に対応する停滞量 距離)をとること。この場合において、

-									
	できるような措置を講じ、見やすい場所	区域の周囲には、危険区域が明確に判別	造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険	又は発火に関し必要な事項を掲示し、製	造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発	一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製	第四条 [略]	(定置式製造設備に係る技術上の基準)	改正後
	くを設ける等の	瞭に定め、危险	示板を設け、制	又は発火に関し	造所である旨の標識を掲げ、	一製造所内の目	第四条 [略]	(定置式製造設備	改
	くを設ける等の危険区域が明確に判	危険区域の周囲には、	製造所内は、危険区域	又は発火に関し必要な事項を明記	の標識を掲げ、かつ、	製造所内の見やすい場所に火薬類		(定置式製造設備に係る技術上の基準	正前

三 危険区域の境界が森林内に設けられた むを得ない施設以外のものは設置しない に警刑相を掲示すること 危険区域には、製造その他の作業上や

薬若しくは爆薬に係るものにあつては同 せん若しくは煙火又はこれらの原料用火 あつては次の表似の、 薬若しくは爆薬に係るもの以外のものに せん若しくは煙火又はこれらの原料用火 の保安物件に対して、信号炎管、信号火 星打ち場、星掛け場、爆発試験場、 おいて同じ。)、日乾場、 第四十四条の二において同じ。)、火薬類 るものを除く。以下この条、 表のの保安距離(保安物件が専ら当該製 試験場、発射試験場又は廃薬焼却場(以 下この条、第五条及び第四十四条の二に 時置場(不発弾等一時置場を除く。 危険工室(不発弾等解撤工室に該当す 「危険工室等」という。)は、製造所外 信号炎管、信号火 仕掛け準備場、 第五条及び 燃焼

警戒札を建てること。 きるような措置を請し 境界さ 域を明 判別で した掲 爆発 派に

設以外のものは設置しないこと。 危険区域には、作業上やむを得ない施

た場合には、その境界さくに沿い幅二 |メートル以上の防火のための空地を設け 第一号の境界さくが森林内に設けられ

場合には、火災による延焼を防止するた

三

めの措置を講ずること。

薬若しくは爆薬に係るもの以外のものに の保安物件に対して、信号焰管、信号火 下この条、第五条及び第四十四条の二に一時置場(不発弾等一時置場を除く。以 第四十四条の二において同じ。)、火薬類 るものを除く。以下この条、 表のの保安距離(保安物件が専ら当該製 薬若しくは爆薬に係るものにあつては同 せん若しくは煙火又はこれらの原料用火 あつては次の表いの、信号焰管、信号火 せん若しくは煙火又はこれらの原料用火 焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場(以 おいて同じ。)、日乾場、爆発試験場、 造所の事業の用に供する施設である場合 危険工室(不発弾等解撤工室に該当す 「危険工室等」という。)は、製造所外 第五条及び 燃

> 件に対しては五十メートル、導火線若し する数量にかかわらず、十メートルとす のみの火薬類一時置場については、 (2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火 トル、第三種保安物件又は第四種保安物 置する数量にかかわらず、第一種保安物 を超えて火薬類を存置する場合の保安距 くは電気導火線又は第一条の五第一号へ ナイトレートの硝化工室については、存 口化合物又はペンタエリスリットテトラ る。ただし、ニトロ基を三以上含むニト 離は、次の算式により計算した距離とす これらの表の保安距離に対応する停滞量 距離)をとること。この場合において、 には、経済産業大臣が告示で定める保安 造所の事業の用に供する施設である場合 二種保安物件に対しては百メー

[式略]

区分 $(\iota \, \jmath)$ (3) 略 $\stackrel{(\longrightarrow)}{\cdot}$ (三) (四) 略 (七) $(\underline{\hspace{1cm}})$ 発火の危険のある工 仕掛け準備場、星打 を除く。)、日乾場、 火の危険のある工室 ち場又は星掛け場 略 略 (がん具煙火の発 略 略 略

四の二・五 略

五の二煙火の製造所にあつては、 料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこ 大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原 爆発の危険性が高いものとして経済産業 、粉じん

る。 のみの火薬類一時置場については、存置 件に対しては五十メートル、導火線若し 件又は第二種保安物件に対しては百メー 置する数量にかかわらず、第一種保安物 離は、次の算式により計算した距離とす する数量にかかわらず、十メートルとす ②に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火 くは電気導火線又は第一条の五第一号へ ナイトレートの硝化工室については、 口化合物又はペンタエリスリットテトラ る。ただし、ニトロ基を三以上含むニト 第三種保安物件又は第四種保安物

式略

(٢)	略	
略	王]	

	(ろ)		区分
(四) 5 (七)	(፷)	(<u>-</u>)	
[略]	を除く。)又は日乾場室(がん具煙火の発験のある工室	[略]	
略	略	略	

四の二・五 略

五の二煙火の製造所にあつては、 薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこ 臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料 発の危険性が高いものとして経済産業大 粉塵爆

は、別棟とし、 造とする場合には、建築材料については、 と。ただし、放爆式構造又は準放爆式構 散物となるような建築材料を使用するこ する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛 工室に該当するものを除く。以下同じ。) この限りでない。 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤 火炎に対して抵抗性を有

の工室であつて、放爆面の方向に第三十ラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造 等以上であるものにあつてはその土堤を 爆発の用途に供せられる火薬であつてロ 第三十一条に規定する土堤を設けるこ ものを除く。)又は火薬類一時置場には、 す火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログ 滞量(火工品にあつては、その原料をな 発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停 製造所であつて、これを原料として信号 造の工室にあつては放爆面以外の方向の 省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構 が第二十九条に規定する基準に比して同 管する火薬類一時置場であつてその構造 して同等以上であるもの又は導火線を保 る火薬類一時置場であつてその構造が第 ケツトの推進に用いられるものを保管す と。ただし、実包、空包若しくは推進的 総称する。)以外の製造所にあつては、 造するもの(以下「煙火等の製造所」と 製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する 工堤を省略することができる。 一十七条の四第一項に規定する基準に比 条の三に規定する防爆壁を設けている 信号炎管、信号火せん若しくは煙火の 信号火せん若しくは煙火のみを製

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発 の危険のある工室又は火薬類一時置場に と。ただし、 条の三に規定する防爆壁を設けるこ 条の二に規定する簡易土堤又は第三十 第三十一条に規定する土堤、第三十 がん具煙火貯蔵庫に貯蔵す

経済産業大臣が告示で定める基準による

この限りでない。 造とする場合には、建築材料については、 と。ただし、放爆式構造又は準放爆式構 散物となるような建築材料を使用するこ する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛 は、別棟とし、 工室に該当するものを除く。以下同じ。) 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤 火焰に対して抵抗性を有

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発 易土堤又は第三十一条の三の規定により第三十一条の二に規定する基準による簡 の危険のある工室又は火薬類一時置場に の方向の土堤を省略することができる。 の土堤を省略し、放爆式構造若しくは準 その構造が第二十九条に規定する基準に るものを除く。)又は火薬類一時置場に の工室であつて、放爆面の方向に第三十ラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造 放爆式構造の工室にあつては放爆面以外 比して同等以上であるものにあつてはそ 火線を保管する火薬類一時置場であつて 基準に比して同等以上であるもの又は導 構造が第二十七条の四第一項に規定する を保管する火薬類一時置場であつてその あつてロケツトの推進に用いられるもの は推進的爆発の用途に供せられる火薬で 設けること。ただし、実包、空包若しく 示で定める基準による防爆壁を設けてい す火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログ 滞量(火工品にあつては、その原料をな 発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停 総称する。)以外の製造所にあつては、 造するもの(以下「煙火等の製造所」と 焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製 製造所であつて、これを原料として信号 製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の 条の三の規定により経済産業大臣が告 第三十一条各号の基準による土堤、 第三十一条各号の基準による土堤を 爆

> 防火壁の設置その他の延焼を遮断するた 危険工室又は火薬類一時置場にあつては 離若しくは第四号の二の規定による保安 る保安間隔が第四号の規定による保安距 略し、製造所外の保安物件に対する保安 あるものにあつてはその土堤、簡易土場 薬類一時置場であつてその構造が第二十 めの措置を講ずることに代えることがで 若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の 土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離 時置場にあつては当該方向の土堤、簡易 間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一 距離若しくは製造所内の他の施設に対す の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省 放爆式構造の工室にあつては放爆面以外 又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準 九条に規定する基準に比して同等以上で ることができるがん具煙火を保管する火

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞 する基準に比して同等以上であるものに 場であつてその構造が第二十九条に規定 の並びに導火線を保管する火薬類一時置 規定する基準に比して同等以上であるも 時置場であつてその構造が第二十九条に ができるがん具煙火を保管する火薬類一 量(火工品にあつてはその原料をなす火 ついては、 室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵すること ただし、煙火等の製造所における危険工 十条に規定する避雷装置を設けること。 超える火薬類一時置場にあつては、第三 薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを この限りでない。

九八 のある施設並びに煙火等の製造所におけ 火の危険のある工室と連絡する渡り廊下 第四号に規定する保安距離の二倍未満で る発火の危険のある工室との保安距離が 発火の危険のある工室と他の施設

> ことができる。 時置場にあつては防火壁の設置その他延 倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一 規定による保安距離若しくは第四号の二 堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安 放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあ 比して同等以上であるものにあつてはそ その構造が第二十九条に規定する基準に 煙火を保管する火薬類一時置場であつて 火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具 防爆壁を設けること。ただし、がん具煙 方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略 の規定による保安間隔の四倍以上の危険 の他の施設に対する保安間隔が第四号の の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、 焼を遮断する措置を講ずることに代える 工室又は火薬類一時置場にあつては当該 物件に対する保安距離若しくは製造所内 つては放爆面以外の方向の土堤、簡易土 当該保安距離若しくは保安間隔が二

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞 規定する基準に比して同等以上であるも のについては、この限りでない。 時置場であつてその構造が第二十九条に るもの並びに導火線を保管する火薬類一 条に規定する基準に比して同等以上であ 超える火薬類一時置場にあつては、第三 薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを 量(火工品にあつてはその原料をなす火 類一時置場であつてその構造が第二十九 ことができるがん具煙火を保管する火薬 険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵する と。ただし、煙火等の製造所における危 定める基準による避雷装置を設けるこ 十条の規定により経済産業大臣が告示で

九 発火の危険のある工室と他の施設 第四号に規定する保安距離の二倍未満で のある施設並びに煙火等の製造所におけ 火の危険のある工室と連絡する渡り廊下 る発火の危険のある工室との保安距離が

消火栓等の消火の設備を設けること。

危険工室の窓及び扉は、次のイから

ハまでに定めるところによること。

所内の施設をいう。)との間に防火壁の設 規定する保安間隔の二倍未満である製造 のある工室との保安間隔が第四号の二に ある製造所外の保安物件及び発火の危険 講ずること。 置その他の延焼を遮断するための措置を

略

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置 薬を存置する火薬類一時置場を除く。第場(火工品の原料として使用する無煙火 きに爆発を防止するための措置を講ずる の措置並びに当該無煙火薬が発火したと 無煙火薬の分解及び発火を防止するため 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、 一十六号の二において同じ。)には、当該

> 九の二 九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置 薬を存置する火薬類一時置場を除く。以場(火工品の原料として使用する無煙火 十六号の二において同じ。)には、経済産 所内の施設をいう。)との間に防火壁の設 規定する保安間隔の二倍未満である製造 下第十一号の二、第十四号の二及び第二 置その他延焼を遮断する措置を講ずるこ

は口に定めるものを外開きとしないこと かの場合にあっては、それぞれ当該イ又 等を使用し、かつ、直射日光を受ける部 扱う危険工室の扉の金具を除く。)は、 非常栓等の消火の設備を設けること。 ること。ただし、次のイ又は口のいずれ 分の窓ガラスは、不透明のものを使用す 接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう 金具(硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り を設け、それらの扉は外開きとし、その 利なようにできるだけ多くの窓及び出口 一 危険工室には、非常の際の避難に便 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽

二箇所以上の適切な数の出口を設け 窓の扉

にすることが非常の際の避難に不便な 積雪のため窓又は出口の扉を外開き 窓又は出口の扉

令和 **3** 年 **3** 月 **1** 日

止するための措置を講ずること。ただ

当該危害が発生するおそれがない

火薬類が爆発し又は発火することを防

危険工室の窓には、直射日光により

それがないときは、この限りでない。 こと。ただし、当該危害が発生するお 火するおそれがない材質のものとする

ときは、この限りでない

月曜日

イ|

の際に容易に避難できる構造とするこ

危険工室の窓及び出口の扉は、非常

危険工室の窓及び扉に用いる金具

摩擦により火薬類が爆発し又は発

のある工室との保安間隔が第四号の二に ある製造所外の保安物件及び発火の危険

「削る」

ンクラー設備を設けること。 業大臣が告示で定める基準によるスプリ

二 危険工室の床面には いこと。 鉄類を表さな

十二 危険工室の内面は、次のイからニま でに定めるところによること。

を防止するための措置を講ずること。 び内面の一部が火薬類に混入すること 危険工室の内面には、飛散した火薬 危険工室の内面には、内面の剥離及

の限りでない。 類が飛散するおそれがないときは、こ きる措置を講ずること。ただし、火薬 置及び飛散した火薬類を容易に除去で 類の浸透又は浸入を防止するための措 危険工室の床面には、火薬類が落下

この限りでない 火薬類が落下することにより爆発し若 しくは落下するおそれがないとき又は と。ただし、火薬類が床面にこぼれ若 とを防止するための措置を講ずるこ することにより爆発し又は発火するこ しくは発火するおそれがないときは、

十三 削除

十三 危険工室の床面は、 適合すること。 次のイ及び口に

リート打ち塗装仕上げとすることがで ずれかの危険工室にあっては、コンク あっては、床材として木板を使用する 気雷管の製造所又は煙火等の製造所に リート打ちモルタル仕上げ又はコンク ことができ、また、次の①又は②のい 軟質材料を使用すること。ただし、 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の

外にこぼれることがなく、床面に落 は状態又は危険工室の床面の状態に |下又は飛散するおそれがない危険工 取り扱われる火薬類の種類若しく 製造設備の構造上、火薬類が設備

かんがみ、当該火薬類が、

床面への

置場に窓を設ける場合には、暗幕その他無煙火薬を存置する火薬類一時 の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落 は鉄類を表さないこと。 及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面に

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける

構造のものを設置すること。

機械、器具又は容器は、次のイから二ま

でに定めるところによること。

危害が発生するおそれがないときは、

しない構造とすること。ただし、当該

摩擦により火薬類が爆発し又は発火

この限りでない。

振動又は衝撃により火薬類が爆発し

ときは、この限りでない。

し、当該危害が発生するおそれがない 又は発火しない構造とすること。ただ

と。ただし、当該危害が発生するおそ

れがないときは、

火薬類の付着、

浸透又は浸入により この限りでない。 し若しくは発火しない構造とするこ

腐食により火薬類が変質し又は爆発

るおそれがないときは、この限りでな

すること。ただし、当該危害が発生す 火薬類が爆発し又は発火しない構造と

調整装置を据付けないこと。ただし、火四 危険工室内には、原動機及び温湿度 薬類の爆発又は発火を起こすおそれがな いときは、この限りでない。

発又は発火を起こすおそれのない場合に は、この限りでない。 調整装置を据付けないこと。ただし、 火薬の種類に応じて、防爆性能を有する 当該火薬類一時置場内の温度を四十度以 さに温湿度記録計を設置するとともに 置場には、床面から一・五メートルの 該火薬類一時置場の構造及び当該無煙 ント以下に保つこと。この場合におい に保ち、かつ、相対湿度を七十五パ を長量を居付けないこと。ただし、爆 危険工室内には、原動機及び温湿度 人しないような措置を講ずること。 温湿度調整装置を設置するときは、 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸 無煙火薬を存置する火薬類一時

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける 機械、器具又は容器は、作業上やむを得 は浸入を防ぐ構造とすること。 ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のない 腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しく 分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、 ものを使用し、すべての摩擦部には、

> 十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合 は、火薬類の爆発又は発火を防止するた い物と隔離すること。 めの措置を講ずるとともに、

爆発又は発火のおそれがないと認め う。)を生じさせた場合であっても、

られる危険工室

落下等により床面との衝撃又は摩擦

(危険工室内で起こり得るものをい

ること。 発又は発火を防止するための措置を講ず

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明 がないときは、この限りでない。 と。ただし、当該危害が発生するおそれ ん等により火薬類が爆発し又は発火する する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じ ことを防止するための措置を講ずるこ

二十 危険工室等には、内部又は外部の見 やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、 料の種類及び最大数量、定員、注意事項 同時に存置することができる火薬類の原 その他必要な事項を掲示すること。

<u>-</u> + 削る 略

二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛 一十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特 | | | | | | | 飛散を防ぐための措置を講ずること。 散するおそれがある設備には、粉じんの るための措置を講ずること。 ること。ただし、当該火薬類又はその原 に加圧することを防ぐための措置を講ず る設備には、火薬類又はその原料を過度 の温度変化による爆発又は発火を防止す に温度の変化が起こる設備には、火薬類 加圧により爆発し又は発火するお 火薬類又はその原料を加圧す

それがないときは、この限りでない。

燃焼しやす 十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、 燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火 熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、 薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措

パラフィンの過熱による火薬類の爆 危険工室内におけるパラフィン槽に

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明

安全装置を付けること。

等に対して安全な防護装置を設けた電灯 する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん

及び電気配線又は工室内と完全に隔離し

た電灯及び電気配線とすること。

略

を超えないように温度測定装置を備えた

は、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度

危険工室内におけるパラフィン槽に

置を講ずること。

定員、取扱心得その他必要な事項を明記 きる火薬類の原料の種類及び最大数量、 類及び停滞量、同時に存置することがで やすい場所に掲示板を設け、 すること。 危険工室等には、内部又は外部の見 火薬類の種

るような措置を講ずること。 室の天井及び内壁は、隙間のないように し、かつ、水洗に耐え表面が滑らかにな 火薬類の飛散するおそれのある工 略

| 十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特 一十二の二 火薬類及びその原料の粉じん が飛散するおそれのある設備には、 定装置を設けること。 に温度の変化が起こる設備には、 んの飛散を防ぐ措置を講ずること。

十二の四 安全装置を設けること 火薬類を加圧する設備には、

するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することを防止一十二の四 危険工室には、静電気により [削る] 当該危害が発生するおそれがないとき は、この限りでない

削る

一十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガ は、この限りでない。 れらのガスが発散するおそれがないとき スの排気装置を設けること。ただし、こ

十三の二 あつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は一十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所に ができる。 火線の製造所又は煙火等の製造所にあつ 乾燥する工室を設けること。ただし、導 発火するおそれがあるときは、火薬類を ては、日乾場をもつてこれに代えること

一十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装 置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発 火しないための措置を講ずること。

月曜日

一十四の三 日乾場は、その他の施設に対 一十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類 メートル以上) 又は第三十一条の三に規定する簡易土堤(ただし、高さは二・五る日乾場にあつては第三十一条の二に規 は、その施設との間に、爆発の危険のあ する距離が二十メートル以下の場合に を防止するための措置を講ずること。 の落下による爆発又は発火を防止するた めの措置及び火薬類への砂じん等の混入

令和 **3** 年 **3** 月 **1** 日

生し、爆発又は発火するおそれのある設十二の五 火薬類の製造中に静電気を発 備には、静電気を有効に除去する措置を 講ずること。

一十四の四

十二の五の二 てん薬を行う危険工室の床及び作業台に十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及び は、導電性マットを敷設し、 かつ、

するための設備を当該工室の入口に設けるおそれのある火薬類を取り扱う危険工るおそれのある火薬類を取り扱う危険工十二の六 静電気により爆発又は発火す

るおそれのある工室には、ガスの排気装 一十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散す 置を設けること。

あつては、火薬類を乾燥する工室を設け一十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所に ること。ただし、導火線の製造所又は煙 てこれに代えることができる 火等の製造所にあつては、日乾場をもつ

置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置す一十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装 は、この限りでない。 度が乾燥温度とほぼ同一のものについて をが乾燥温度とほぼ同一のものについて ほぼ六十

定する基準(ただし、高さは二・五メーる日乾場にあつては第三十一条の二に規 一十四の三 日乾場は、その他の施設に対 の危険のある日乾場にあつては防火壁の で定める基準による防爆壁を設け、発火 条の三の規定により経済産業大臣が告示 設置その他延焼を遮断する措置を講ずる トル以上)による簡易土堤又は第三十 は、その施設との間に、爆発の危険のあ する距離が二十メートル以下の場合に

延焼を遮断するための措置を講ずるこ

日乾場にあつては防火壁の設置その他の 定する防爆壁を設け、発火の危険のある

> 一十四の五 日光の直射を防ぐための措置を講ずるこ いときは、 星打ち場又は星掛け場には、 この限りでない。

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試 験場又は廃薬焼却場は、次のイからハま でに定めるところによること。

危険区域内に設けること。

ぼすおそれがないときは、この限りで することにより周辺の施設に危害を及 と。ただし、 延焼を遮断するための措置を講ずるこ 置すること又は防火壁の設置その他の 第三十一条の三に規定する防爆壁を設 第三十一条に規定する土堤若しくは 火薬類が爆発し又は発火

講ずること 周囲の火災を防止するための措置を

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容 器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類 造とすること。 料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構 又はその原料と化学作用を起こさない材

一十六の二 [略]

センチメートルの高さとすること。

日乾場の乾燥台は、

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運 いものであること。 薬類の爆発又は発火を起こすおそれがな 搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火

一十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配 火薬類を安全に運搬できるものであ

乾作業終了後火薬類を放冷する必要がな るための設備を設けること。ただし、日 日乾場には、火薬類を放冷す 一十四の四 備を設けること。 乾作業終了後火薬類を放冷するための設 日乾場には、 必要に応じて日

を設け、かつ、 験場又は廃薬焼却場は、危険区域内に設 は常に伐採しておくこと できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁 爆発試験場、燃焼試験場、 その周囲の樹木、

器は、できるだけち密軟質で収容物と化 確実にふたのできる構造とすること。 学作用を起こさない材料を使用し、かつ、 火薬類又はその原料を運搬する容

一十六の二

一十七 危険区域内で火薬類を運搬する運 は経済産業大臣が告示で定める基準によ に摩擦及び衝動を与えないような構造と ゼル車とし、手押し車にあつては火薬類 る構造とすること。 蓄電池車又はデイーゼル車にあつて 手押し車、 蓄電池車又はデイー

一十八 火薬類の運搬通路の路面は平たん こう配は、 にし、地形上やむを得ない場合のほかは、 五十分の一以下とすること。

るよう努めること。

解撤設備は、遠隔操作による設備とす

略

2 発弾等の解撤作業を行う製造施設における 第七号の三、第九号、第九号の二、第十号 法第七条第一号の規定による製造施設の構 ものとする。 号に掲げるもののほか、 号まで、第二十二号の三から第二十四号ま から第十二号まで、第十四号から第二十二 - _ _ | | 四 | 除 | 製造設備が定置式製造設備であつて、不 一号から第三号まで、第五号、第七号、、位置及び設備の技術上の基準は、前項 第二十六号、 第二十七号及び第二十八 次の各号に掲げる

2 造、位置及び設備の技術上の基準は、前項法第七条第一号の規定による製造施設の構 発弾等の解撤作業を行う製造施設における るものとする。 各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げ 製造設備が定置式製造設備であつて、不

を防ぐ構造とし、 表さないこと。 かつ、床面には鉄類を

く。)の床面は、 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除 次に掲げる措置を講ずる

とすることができる。 上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げ工室は、コンクリート打ちモルタル仕 軟質材料を使用すること。ただし、 の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の

3

解撤設備の構造上、不発弾等の解

せた場合であつても、爆発又は発火 衝撃又は摩擦(不発弾等解撤工室内 面の状態にかんがみ、当該不発弾等 ぼれることがなく、床面に落下又は で起こり得るものをいう。)を生じさ が、床面への落下等により床面との くは状態又は不発弾等解撤工室の床 飛散するおそれがないもの 撤により生じる火薬類が設備外にこ 取り扱われる不発弾等の種類若し

ような措置を講ずること。 が浸透し、又はその粉末が浸入しない 不発弾等の解撤により生じる火薬類 のおそれがないと認められるもの

略

る設備とすること。 解撤設備は、できるだけ遠隔操作によ く。)の内面は、土砂類のはく落及び飛散不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除

講ずること。 周囲の火災を防止するための措置を

り危険のおそれがないと認めた場合に限 じて認めたものをもつて基準とする。 済産業大臣が土地の状況その他の関係によ び第十一号に規定する基準については、経 号まで並びに前項第一号から第四号まで及 四号の四まで及び第二十五号から第二十八 三から第十二号まで、第十五号から第二十 第一項第一号から第九号まで、第九号の 当該規定にかかわらず、その程度に応

第四条の二 [略] (移動式製造設備に係る技術上の基準)

類を発破孔に装塡することをいう。以下 料を混合して火薬類を製造し、その火薬 移動式製造設備等に収納すること又は原 混合して火薬類を製造し、その火薬類を 硝酸アンモニウム系爆薬を製造(原料を 造所内は、移動式製造設備を用いて特定 又は発火に関し必要な事項を掲示し、製 造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発 製造所内の見やすい場所に火薬類の製

限りでない。 又は発火するおそれがないときは、 を防止するための措置を講ずること。た だし、温度上昇により不発弾等が爆発し 解撤作業中には、不発弾等の温度上昇

十一 不発弾等廃薬処理場は、次のイから ハまでに定めるところによること。 危険区域内に設けること。

ぼすおそれがないときは、この限りで することにより周辺の施設に危害を及 と。ただし、火薬類が爆発し又は発火 延焼を遮断するための措置を講ずるこ 置すること又は防火壁の設置その他の 第三十一条の三に規定する防爆壁を設 第三十一条に規定する土堤若しくは

3 らず、その程度に応じて認めたものをもつ 状況その他の関係により危険のおそれがな 第四号まで、第六号及び第十一号に規定す いと認めた場合に限り、当該規定にかかわ る基準については、経済産業大臣が土地の から第二十八号まで並びに前項第一号から 三から第十三号まで、第十四号の二から第 て基準とする。 一十二号の四まで及び第二十二号の五の二 第一項第一号から第九号まで、第九号の

第四条の二 [略] (移動式製造設備に係る技術上の基準)

その火薬類を移動式製造設備等に収納す を製造(原料を混合して火薬類を製造し、 備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬 し、その火薬類を発破孔に装てんするこ ること又は原料を混合して火薬類を製造 又は発火に関し必要な事項を明記した掲 造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発 示板を設け、製造所内は、移動式製造設 製造所内の見やすい場所に火薬類の製

り扱う設備には、 置を講ずること。 又は発火するおそれがある不発弾等を取 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発 温度上昇を防止する措

十一 不発弾等廃薬処理場は、危険区域内 **火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防** 草等は常に伐採しておくこと

「移動区域」という。)を明瞭に定め、移五十二条において同じ。)する区域(以下 札を掲示すること。 動区域の周囲には、見やすい場所に警戒 この条、第五条の二、第五十一条及び第

場合には、火災による延焼を防止するた 移動区域の境界が森林内に設けられた めの措置を講ずること。

第十四号から第十六号まで及び第十八号 から第二十二号までの規定を準用する。 の基準については、前条第一項第七号の 備用工室の構造、位置及び設備の技術上 こと。この場合において、移動式製造設 合には、移動式製造設備用工室を設ける 定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場 建築物内で移動式製造設備を用いて特 第八号、第十号から第十二号まで、

移動式製造設備用工室(特定硝酸アン

る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アン モニウム系爆薬を製造しているものに限 ること。 ||険間隔が明らかになるような措置を講ず し、移動式製造設備にあつては、その危 が告示で定める危険間隔をとることと 発破場所を除く。)に対して経済産業大臣 硝酸アンモニウム系爆薬を使用している 所(当該移動式製造設備で製造した特定 る。)は、製造所内の他の施設及び発破場 モニウム系爆薬を製造しているものに限

九 七· 削 除 略

消火器等の消火設備を設けること。 移動式製造設備には、自動消火設備、

> 明瞭に定め、移動区域の周囲には、できする区域(以下「移動区域」という。)を 五十一条及び第五十二条において同じ。) 警戒札を建てること。 とをいう。以下この条、第五条の二、第 るだけ境界さくを設け、 見やすい場所に

ること。 メートル以上の防火のための空地を設け た場合には、その境界さくに沿い幅二第一号の境界さくが森林内に設けられ

合には、 定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場 建築物内で移動式製造設備を用いて特 移動式製造設備用工室を設ける

し、移動式製造設備にあつては、その危 が告示で定める危険間隔をとることと 発破場所を除く。)に対して経済産業大臣 る。)は、製造所内の他の施設及び発破場 モニウム系爆薬を製造しているものに限 モニウム系爆薬を製造しているものに限 ること。 硝酸アンモニウム系爆薬を使用している 所(当該移動式製造設備で製造した特定 る。) 又は移動式製造設備(特定硝酸アン 移動式製造設備用工室(特定硝酸アン

は、第三十条の規定により経済産業大臣九 移動式製造設備用工室を設ける場合に七・八 [略] が告示で定める基準による避雷装置を設

かつ、耐火性構造とすること。 移動式製造設備用工室は、別棟とし、

十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火 器等の消火設備を設けること。 性構造とし、かつ、自動消火設備、 消火

十六 削除 ること。 防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸 アンモニウム系爆薬と直接触れる部分 移動式製造設備は、土砂類の浸入を

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及 び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬 を使用しない場合には、製造のための動 る場合には、移動と製造とが同時にでき とし、製造のために車両の動力を使用す こすおそれがない構造の車両によること 並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起 あること 発又は発火を起こすおそれがないもので 力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆 ない構造とし、製造のために車両の動力

削除

士

士

十二 移動式製造設備用工室の付近には、 十三 移動式製造設備用工室には、非常の 貯水池、貯水槽、 を設けること。 非常栓等の消火の設備

きる。 場合にあっては、それぞれ当該イ又は口 に定めるものを外開きとしないことがで と。ただし、次のイ又は口のいずれかの 窓ガラスは、不透明のものを使用するこ きとし、かつ、直射日光を受ける部分の の窓及び出口を設け、それらの扉は外開 際の避難に便利なようにできるだけ多く

た場合 窓の扉 | 二箇所以上の適切な数の出口を設け

口 場合 窓又は出口の扉 にすることが非常の際の避難に不便な 移動式製造設備用工室の内面は、 積雪のため窓又は出口の扉を外開き

| は、できるだけさびにくい材料を使用すアンモニウム系爆薬と直接触れる部分 防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸 砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし ること。 移動式製造設備は、土砂類の浸入を 床面には鉄類を表さないこと。

- 六 移動式製造設備用工室の床面は、 火を起こすおそれのない場合には、この を据付けないこと。ただし、爆発又は発 - 七 移動式製造設備用工室には、原動機 は浸入しないような措置を講じること。 定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、

限りでない。

十八 移動式製造設備の移動は、経済産業 同時にできない構造とし、 力を使用する場合には、移動と製造とが こととし、製造のためディーゼル車の動 は、製造のための動力は、爆発又は発火 大臣が告示で定めるディーゼル車による を起こすおそれがないものであること。 ディーゼル車の動力を使用しない場合に 製造のため

ける機械、器具又は容器は、次のイから ホまでに定めるところによること。 移動式製造設備に据付け又は備え付 摩擦により特定硝酸アンモニウム系

爆薬が爆発し又は発火しない構造とす

爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火腐食により特定硝酸アンモニウム系 構造とすること。 ニウム系爆薬が爆発し又は発火しない 振動又は衝撃により特定硝酸アンモ

しない構造とすること。 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付 浸透又は浸入により爆発し又は発

とすること。 火しない構造とすること。 振動、衝撃等により変形しない構造

削除

て安全な防護措置を設けた電灯及び電気 漏電、可燃性ガス、粉じん等に対し 移動式製造設備を照明する設備

一十二 移動式製造設備(特定硝酸アンモ る。)の機械設備の金属部は、接地してお ニウム系爆薬を製造しているものに限

一十三 移動式製造設備又は廃薬焼却場に モニウム系爆薬の原料の種類及び最大数 掲示すること。 量、定員、注意事項その他必要な事項を 時に存置することができる特定硝酸アン 定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、 は、内部又は外部の見やすい場所に、 同特

> 剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよ 使用し、すべての摩擦部には、十分に滑 具又は容器は、振動、衝撃等により変形 造設備に据付け又は備え付ける機械、器 着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とする く又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付 分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを しない構造とし、作業上やむを得ない部 移動式製造設備用工室又は移動式製

温水のほかは使用せず、 造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は ける措置を講じること。 ンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避 い物と隔離し、その熱面に特定硝酸ア 移動式製造設備用工室又は移動式製 かつ、 燃焼しや

|十二 移動式製造設備用工室又は移動式 一十一 移動式製造設備用工室又は移動式 を製造しているものに限る。)の機械設備 び電気配線とすること。 置を設けた電灯及び電気配線又は移動式性ガス、粉じん等に対して安全な防護措 製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬 製造設備用工室と完全に隔離した電灯及 製造設備を照明する設備は、漏電、可燃

一十三 移動式製造設備用工室、移動式製 明記すること 二ウム系爆薬の原料の種類及び最大数 硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時 に存置することができる特定硝酸アンモ 部の見やすい場所に掲示板を設け、特定 造設備又は廃薬焼却場には、内部又は外 の金属部は、接地しておくこと。 定員、取扱心得その他必要な事項を

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸ア

効に除去する措置を講ずること。 二十七 移動式製造設備には、静電気を有

モニウム系爆薬と直接触れる回転部は、 るための措置を講ずること。 爆薬が爆発し又は発火することを防止す 摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系

全な措置を講ずること。 アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧

だし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬 発火するおそれがないときは、この限り 又はその原料が、加圧により爆発し又は ことを防ぐための措置を講ずること。た ム系爆薬又はその原料を過度に加圧する する設備には、当該特定硝酸アンモニウ

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又は 学作用を起こさない材料を使用し、かつ、 確実に蓋のできる構造とすること。 ||酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化 その原料を運搬する容器は、当該特定硝

二十三 廃薬焼却場は、次のイからハまで に定めるところによること。 移動区域内に設けること。

置すること又は防火壁の設置その他の 第三十一条の三に規定する防爆壁を設 第三十一条に規定する土堤若しくは 二十 应 削除

二十五 削除

の飛散を防ぐ措置を講ずること。 ンモニウム系爆薬及びその原料の粉じん

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アン 移動式製造設備に備え付ける収納又

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸 は装塡するためのホースは十分な強度を 有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又は 収容物と化学作用を起こさない材料を使 用し、かつ、確実にふたのできる構造と その原料を運搬する容器は、ち密軟質で すること。

三十三 廃薬焼却場は、移動区域内に設け、 け、かつ、その周囲の樹木、 できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設 に伐採しておくこと 雑草等は常

置された普通木造建築物には、耐火的措一十四 移動式製造設備用工室に面して設 置を講じること。

洗に耐え表面が滑らかになるような措置内壁は、隙間のないようにし、かつ、水一大壁は、隙間のないようにし、かつ、水一十五 移動式製造設備用工室の天井及び を講じること

一十六 移動式製造設備用工室又は移動式 製造設備には、特定硝酸アンモニウム系 措置を講じること。 爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ

一十七 移動式製造設備には、 効に除去する措置を講じること。 静電気を有

モニウム系爆薬と直接触れる回転部は内一十九 移動式製造設備で、特定硝酸アン 壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又 を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して は装てんするためのホースは十分な強度 安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸 それのある設備には、安全装置を設ける する設備であって、発火又は爆発するお アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧

と。ただし、火薬類が爆発することに 延焼を遮断するための措置を講ずるこ がないときは、この限りでない。 より周辺の施設に危害を及ぼすおそれ

前項第五号から第八号までに規定する基 講ずること。 周囲の火災を防止するための措置を

2

準については、経済産業大臣が土地等の状 ず、その程度に応じて認めたものをもつて と認めた場合に限り、当該規定にかかわら 況その他の関係により危険のおそれがない 基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条

製造すること。 の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で 該構造及び組成に従い、当該成分配合比 は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲 する最大数量を、これらの原料用火薬又 あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、 及び一日に製造する最大数量を定め、当 煙火にあつてはその構造及び組成並びに 一日に製造する最大数量及び一月に製造 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又

五五五 略

き、木片又はガラス片等の異物が混入す工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れ 発生するおそれがないときは、この限り ることにより火薬類が変質し又は爆発し 措置を講ずること。ただし、当該危害が 若しくは発火することを防止するための

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆 りでない。 置その他の作業上やむを得ない場合にお 積しないこと。ただし、梱包材の一時存 発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆 いて、一時的に堆積するときは、 この限

九・十 略

九・十

略

ず、その程度に応じて認めたものをもつて 況その他の関係により危険のおそれがない 準については、経済産業大臣が土地等の状 と認めた場合に限り、当該規定にかかわら 基準とする 前項第五号から第十号までに規定する基

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で する最大数量を、これらの原料用火薬又 あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、 製造すること。 該構造及び組成に従い、当該成分配合比 及び一日に製造する最大数量を定め、当 は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲 煙火にあつてはその構造及び組成並びに 日に製造する最大数量及び一月に製造 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又

二~五 [略]

に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス、工室又は火薬類一時置場は、常に清潔 ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐ の適切な措置を講ずること。 ためできるだけ工室の付近に散水する等 片等の異物が火薬類に混入することを防

発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたる。 危険工室等及ひそれらの付近には、爆 い積しないこと。

> 第四条第一項第二十四号の四の規定によ 必要がある場合には、集積することなく、 り設けられた設備で十分に放冷した後で ないこと。 なければ、日乾場から他の場所に移動し

十一 危険工室内で使用する機械、器具又 は容器は、常にそれらの機能を点検し及 び整備するとともに、不具合のある場合

防の措置を講ずること。 は容器を修理する場合には、製造保安責 任者の指示に従つて、あらかじめ危険予

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築 じめ危険予防の措置を講ずること。 製造保安責任者の指示に従つて、あらか 又は修繕の工事をしようとするときは、

防及び盗難防止のための措置を講じた上 で速やかに廃棄すること 火薬類の廃薬又は不良品は、危険予

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の 止するための措置が講じられている場合 るおそれがある工室及びその付近に入れ 粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散す は、この限りでない。 発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防 ないこと。ただし、飛散する火薬類又は

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する り設けられた設備で常温まで放冷した後 第四条第一項第二十四号の四の規定によ 必要がある場合には、集積することなく、 でなければ、日乾場から他の場所に移動 しないこと。

は使用しないこと。

は容器は、常にそれらの機能を点検し、十一 危険工室内で使用する機械、器具又

手入れを怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又

十二 危険工室内で使用する機械、器具又 措置を講じた後で行わなければならな の危険物を安全な場所に移す等の必要な ずその工室内で修理する場合には、室内 れば着手しないこと。ただし、やむを得 又は滲透した火薬類を除去した後でなけ 室の外において、製造保安責任者の指示 は容器を修理する場合には、必ず当該工 に従つてその機械、器具又は容器に付着

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築 あらかじめ危険予防の措置を講ずるこ 又は修繕の工事をしようとするときは、

切な廃棄が可能となったときに速やかに 防及び盗難防止の措置を講じた上で、 だし、強風等により当該日のうちに適切 のうちに一定の場所で廃棄すること。た 廃薬容器に収納し、これらが発生した日 廃棄することとする。 な廃棄ができない場合は、確実な危険予 火薬類の廃薬又は不良品は、一定の 略

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、 が発散するおそれのある工室及びその付 火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガス

十七 火薬類、油類等の付着しているおそ れがある布類その他の廃材は、廃棄する までの間、危険予防の措置を講ずること。

試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射 薬焼却場等一定の場所で行うこと。 発試験場、燃燒試験場、発射試験場、 廃

に該当する場合は、この限りでない。

準備作業を行う場合 一定の仕掛け準備場において仕掛け

て星打ち作業又は星掛け作業を行う場 定の星打ち場又は星掛け場におい

一十一 容器包装のうち内装容器及び外装 限りでない。 だし、紙筒、紙袋、プラスチックフィル 具煙火にあっては当該内装容器に当該が 名及び製造年月日を表示し、かつ、がん 容器並びに打揚煙火にあってはその外殻 とが明らかな内装容器については、この ム袋等これらのすべてを記載できないこ ん具煙火の使用方法を表示すること。た には、当該火薬類の種類、数量、製造所

|十二~二十四 略

一十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置 する場合には、通気を確保するため当該 火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触

> 十七 火薬類、油類等の付着しているおそ 器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬 出して一定の場所で危険予防の措置を講 れのある布類その他の廃材は、一定の容

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射 試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ 定の場所で行うこと。

-九の二 前二号及び第二十八号に掲げる

もの以外の火薬類の製造作業は、一定の

工室で行うこと。ただし、次のいずれか

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げる もの以外の火薬類の製造作業は、一定の に該当する場合は、この限りでない。 工室で行うこと。ただし、次の各号の

け準備作業を行う場合 れた一定の仕掛け準備場において仕掛 に規定する危険工室の例により設けら 第四条第一項第四号及び第四号の二

け作業を行う場合 じたものにおいて星打ち作業及び星掛 場であつて日光の直射を防ぐ措置を講 れた一定の星打ち場又は一定の星掛け に規定する危険工室の例により設けら 第四条第一項第四号及び第四号の二

一十一 容器包装のうち内装容器及び外装 ルム袋等これらのすべてを記載できない ん具煙火にあっては当該内装容器に当該所名及び製造年月日を表示し、かつ、が ことが明らかな内装容器については、こ ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィ がん具煙火の使用方法を表示すること。 殻には、当該火薬類の種類、数量、製造 の限りでない。 容器並びに打揚げ煙火にあってはその外

一十二~二十四 略

する場合には、当該火薬類一時置場の内一十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置 壁から三十センチメートル以上を隔て

二十六

るための措置を講ずること。 に、必要に応じて爆発又は発火を防止す を防止するための措置を講ずるととも 存置する場合は、見張りを行う等の盗難 火薬類を存置させないこと。やむを得ず 毎日の製造作業終了後、工室内に

は、専用のものを使用すること。 険工室と隔離した専用の危険工室で行

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け 外殻に孔をあける作業をしないこと。 作業を行つた後は、導火線の取付け等の

三十一の二・三十一の三 [略]

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏 は、毎日一回以上水洗掃除をすること。 冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室

略

三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ 製造を行う際には、次のイからへまでの 持しながら、筒に設けた噴出口から空中 いずれにも適合すること。 する煙火(以下「手筒煙火」という。)の に火の粉を噴き出させることにより消費 腕に抱え、又は手でつかむことにより保

いよう密に詰めて行うこと。 噴出薬の塡薬作業は、空隙が生じな 積むこと。

一十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危

かつ、器具、容器、作業衣及び履物

一十九・三十

三十四 静電気により爆発し又は発火する おそれがある火薬類を取り扱う際には、 帯電した静電気を有効に除去するための

> 類を表さないこと。)を置いて平積みと枕木又はすのこ(その表面にくぎ等の鉄 し、かつ、その高さは一・八メートル以 下とすること。

火薬類を存置させないこと。ただし、や十七 毎日の製造作業終了後、工室内に る等盗難防止の措置を講じなければなら むを得ず存置する場合には、見張をつけ

かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、 専用のものを使用すること。 工室と隔離した専用の危険工室で行い、 赤燐を取り扱う作業は、他の危険

一十九・三十

三十一の二・三十一の三 三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け 外殻に孔をあける作業をしないこと。 作業を行つた後は、導火線の取付け等の 略

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠 石と塩素酸カリウムとを配合する工室 は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん 講ずること。 薬作業を行う際には、 次の各号の措置を

すること。 履物及び手袋は導電性のものを着用

三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みか 口 く。)を使用すること。 プは、導電性のもの(鉄製のものを除 ふるい、たらい及び小分け用スコッ

の製造を行う際には、次のイからへまで 費する煙火(以下「手筒煙火」という。) 中に火の粉を噴き出させることにより消 保持しながら、筒に設けた噴出口から空 つ腕に抱え、又は手でつかむことにより のいずれにも適合すること。

ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じ ないよう密に詰めて行うこと

18

2 八号まで、第十号、第十一号から第二十号 術上の基準は、前項第二号、第四号から第 法第七条第二号の規定による製造方法の技 発弾等の解撤作業を行う製造施設における まで、第二十四号及び第二十七号に掲げる 製造設備が定置式製造設備であつて、不 撤すること。 ののほか、次の各号に掲げるものとする。 最大数量を定め、当該最大数量以下で解 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の

五五五 略

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 [略]

略

動式製造設備を固定すること モニウム系爆薬を製造する場合には、 移動式製造設備を用いて特定硝酸アン 移

号まで、第十一号から第十四号まで及び については、前条第一項第六号から第八 合には、移動式製造設備用工室において 工室内における製造方法の技術上の基準 しなければならない。この場合において、 定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場 建築物内で移動式製造設備を用いて特 二十七号の規定を準用する。

モニウム系爆薬に混入することを防止す るための措置を講ずること。 片又はガラス片等の異物が特定硝酸アン 移動式製造設備には、鉄、砂れき、 木

- えないこと。 焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携 移動式製造設備の危険間隔内又は廃薬
- りでない。 場合に一時的に堆積するときは、この限 の一時存置その他の作業上やむを得ない い物を堆積しないこと。ただし、梱包材には、爆発し、発火し、又は燃焼しやす 移動式製造設備又は廃薬焼却場の付近

2 法第七条第二号の規定による製造方法の技発弾等の解撤作業を行う製造施設における 術上の基準は、前項各号に掲げるもののほ か、次の各号に掲げるものとする。 製造設備が定置式製造設備であつて、不

解撤すること。 る最大数量を定め、当該最大数量以下で 不発弾等は、 あらかじめ一日に解撤す

二 5 五 略

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 [略]

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アン モニウム系爆薬を製造する場合には、 動式製造設備を固定する 移

しなければならない。 合には、移動式製造設備用工室において 定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場 建築物内で移動式製造設備を用いて特

適切な措置を講じること。 は移動式製造設備の付近に散水する等の ためできるだけ移動式製造設備用工室又 ンモニウム系爆薬に混入することを防 木片又はガラス片等の異物が特定硝酸ア 設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、 移動式製造設備用工室又は移動式製造 強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐ

備の危険間隔内又は廃薬焼却場には、 帯電灯のほかは灯火を携えないこと。 _ 移動式製造設備用工室、移動式製造設 携

発火し、又は燃焼しやすい物をたい積し 備又は廃薬焼却場の付近には、 - 移動式製造設備用工室、移動式製造設

略

使用しないこと。 点検し及び整備し、

理する場合には、製造保安責任者の指 に従つて、あらかじめ危険予防の措置を 移動式製造設備を改造、 修繕又は修

十四四

その目的とする作業以外に使用しないこ

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃薬 又は不良品は、危険予防及び盗難防止の すること。 ための措置を講じた上で、 速やかに廃棄

防の措置を講ずること。 他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予 等の付着しているおそれがある布類その 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類

十二 移動式製造設備は、常にその機能を 不具合のある場合は

移動式製造設備は、その目的を定め

一六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃薬 する作業以外に使用しないこと。

当該日のうちに適切な廃棄ができない場 なったときに速やかに廃棄することとす 置を講じた上で、適切な廃棄が可能と 又は不良品は、一定の廃薬容器に収納し、 合は、確実な危険予防及び盗難防止の措 で廃棄すること。ただし、強風等により これらが発生した日のうちに一定の場所

-七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類 を講じること。 作業終了後一定の場所で危険予防の措置 他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日 等の付着しているおそれのある布類その

略

十二 移動式製造設備用工室で使用する機 備は、常にそれらの機能を点検し、手入 械、器具若しくは容器又は移動式製造設

れを怠らないこと。 器具若しくは容器又は移動式製造設 移動式製造設備用工室で使用する機

等の必要な措置を講じた後で行わなけれ ばならない。 ず移動式製造設備用工室で修理する場合 れば着手しないこと。ただし、やむを得 又は移動式製造設備に付着した特定硝酸 用工室外において、製造保安責任者の指 備を修理する場合には、移動式製造設備 アンモニウム系爆薬を除去した後でなけ 示に従つてその機械、器具若しくは容器 には、室内の危険物を安全な場所に移す

-四 移動式製造設備用工室の改築若しく は、あらかじめ危険予防の措置を講じる は修繕の工事又は移動式製造設備の改造 若しくは修繕の工事をしようとするとき

- 五 移動式製造設備用工室又は移動式製 造設備は、その目的を定め、その目的と

		東京語・「大学」 で、火薬類の製造 作業を行う製造施 設の場合 一 第四条第一項 一 第四条第一項 一 第四条第一項 一 製造所の標識及 火に関し必要な事 に関し必要な事 で関し必要な事 で関し必要な事 で関し必要な事	香 🏡		要に応じて安全な措置を講ずることもはするための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるとともはないこと。やむを得づいるための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるとともはするための措置を講ずるといる。
Total		一設作で式	別表第一		
	七第四条第一項七六		室及び煙突域内のボイラー		
料の種類を、目 材 なつている 力 たと及び建築材 が の 6	七 第四条第一項 七 爆発の危険の 七 第四条第一項 六の二 [略] 六の二 [略] 六の二 [略] 対る。 六の二 [略] 六の二 [略]		室及び煙突でいないこと室及び煙突域内のボイラー煙突が設置され域内のボイラー	けのを検び 「Kイラ」を使び 四・五 「略」 四・五 「略」 四・五 「略」 四・五 「略」 四・五 「略」	るための措置の

令和3年3月1日

月曜日

八 第四条第一項 第七号の煙火等 の製造所以外の 又は火薬類一時 危険のある工室 製造所の爆発の 防爆壁 置場の土堤及び 二第十六項各号 り検査し、及び 検査する。ただ 薬類一時置場に ある工室又は火 の爆発の危険の 所以外の製造所 の構造等を、目 ないものについ 築材料を使用し 構造の場合であ 造又は準放爆式 だし、放爆式構 り検査する。た 造等を、別表第 当該防爆壁の構 視及び図面によ の構造等を、目 けたものについ えて防爆壁を設 ている場合であ を互いに連接し 造の危険工室等 又は準放爆式構 査の方法により 設けた土堤の構 測定により検査 定器具を用いた 視及び図面によ げる完成検査の つて、土堤に代 し、放爆式構造 に掲げる完成検 つて、既定の建 ては、当該工室 ては、当該工室 一第十八項に掲 煙火等の製造 図面及び測 第七号の煙火等 の製造所以外の 製造所の爆発の 置場の土堤及び 又は火薬類一時 危険のある工室 第四条第一項 造等を、別表第 所以外の製造所 図面及び測定器 造等を、別表第 当該防爆壁の構 り検査し、及び 視及び図面によ の構造等を、目 ては、当該工室 けたものについ えて防爆壁を設 つて、土堤に替 ている場合であ を互いに連接し 造の危険工室等 検査する。ただ 査の方法により 設けた土堤の構 薬類一時置場に ある工室又は火 の爆発の危険の により検査す 具を用いた測定 構造等を、目視、 は、当該工室の いものについて 材料を使用しな 造の場合であつ 又は準放爆式構 し、放爆式構造 検査する。ただ 又は準放爆式構 し、放爆式構造 に掲げる完成検 て、既定の建築 一第十七項各号 一第十五項各号 に掲げる完成検 煙火等の製造 面以外の方向の 包、空包若しく する。なお、実 及び図面により 構造等を、目視 は、当該工室の ものについて 土堤を省略した 造の工室の場合 を、別表第二第 置場の構造等 のについては、 堤を省略したも 合であつて、土 類一時置場の場 検査し、導火線 査の方法により 等を、別表第二 ものについて 薬類一時置場の のを保管する火 ロケットの推進 は推進的爆発の 方法により検査 検査する。 であつて、放爆 及び放爆式構造 十四項に掲げる 当該火薬類一時 を保管する火薬 第十二項第一号 は、当該火薬類 土堤を省略した 場合であつて、 る火薬であつて 用途に供せられ 又は準放爆式構 により検査し、 完成検査の方法 に掲げる完成検 に用いられるも 時置場の構造

を、別表第二第置場の構造等 略したものにつ 向の土堤等を省 放爆面以外の方 場合であつて、 方法により検査 のについては、 堤を省略したも 類一時置場の場 査の方法により 類一時置場の構 の場合であつ 実包、空包若し 検査する。なお、 査の方法により 目視及び図面に 室の構造等を、 いては、当該工 構造又は準放爆 げる完成検査の 当該火薬類一時 合であつて、土 検査し、導火線 造等を、別表第 進に用いられる の用途に供せら 式構造の工室の し、及び放爆式 十三項各号に掲 を保管する火薬 ては、当該火薬 火薬類一時置場 てロケットの推 れる火薬であつ より検査する。 に掲げる完成検 したものについ て、土堤を省略 ものを保管する くは推進的爆発 一第十一項各号

九 第四条第一項 措置 第七号の二の煙 爆発の危険のあ 遮断するための その他の延焼を は防火壁の設置 ける土堤、簡易 類一時置場に設 る工室又は火薬 火等の製造所の 土堤、防爆壁又 所の爆発の危険 面により検査 堤又は防爆壁を の土堤、簡易土 爆面以外の方向 り検査し、放爆 検査の方法によ 項に掲げる完成 別表第二第十四 場の構造等を、 の場合であつ ができるがん具 る。ただし、が 法により検査す る完成検査の方 第十八項に掲げ 爆壁を、別表第 火薬類一時置場 のある工室又は 工室の構造等 ついては、当該 省略したものに 合であつて、放 連接している場 爆式構造の危険 該火薬類一時置 火薬類一時置場 煙火を貯蔵する 簡易土堤又は防 に設けた土堤、 し、製造所外の 式構造又は準放 については、当 を省略したもの て、土堤、簡易 に貯蔵すること 工室等を互いに ん具煙火貯蔵庫 工堤又は防爆壁 煙火等の製造 一第十六項から 目視及び図 第七号の二の煙九 第四条第一項 ける土堤、簡易 爆発の危険のあ その他延焼を遮 は防火壁の設置 土堤、防爆壁又 類一時置場に設 る工室又は火薬 火等の製造所の 断する措置 九 煙火等の製造 所の爆発の危険 場の場合であつ り検査し、及び 視及び図面によ の構造等を、目 ては、当該工室 したものについ の土堤等を省略 爆面以外の方向 合であつて、放 連接している場 爆式構造の危険 式構造又は準放 り検査し、放爆 検査の方法によ 号に掲げる完成 第二第十三項各 構造等を、別表 薬類一時置場の いては、当該火 略したものにつ て、土堤等を省 る火薬類一時置 具煙火を貯蔵す 庫に貯蔵するこ がん具煙火貯蔵 査する。ただし、 の方法により検 掲げる完成検査 から第十七項に 表第二第十五項 の構造等を、別 堤等」という。 爆壁(以下「土 に設けた土堤、 火薬類一時置場 のある工室又は 工室等を互いに とができるがん 簡易土堤又は防 土堤等を省略し 第七号の三の避 雷装置 第四条第一項 薬類一時置場に 原料をなす火薬 停滞量(火工品 火薬又は爆薬の り検査する。 険工室及びがん 造所における危 検査する。ただ 査の方法により の構造等を、別 設けた避雷装置 量)が百キログ 又は爆薬の停滞 にあつてはその 視及び図面によ 置の状況を、目 いては、当該措 設置その他の延 略した場合であ 製造所内の他の 保安物件に対す できるがん具煙 貯蔵することが 具煙火貯蔵庫に し、煙火等の製 に掲げる完成検 表第二第十五項 ラムを超える火 ているものにつ めの措置を講じ 焼を遮断するた つて、防火壁の 検査し、並びに いた測定により は測定器具を用 施設に対する保 る保安距離又は 又は防爆壁を省 安間隔を目視又 土堤、簡易土堤 危険工室及び + 第七号の三の避 雷装置 第四条第一項 貯蔵することが 険工室及びがん 検査する。ただ 査の方法により の構造等を、別 設けた避雷装置 薬類一時置場に ラムを超える火 量)が百キログ 又は爆薬の停滞 原料をなす火薬 停滞量(火工品 火薬又は爆薬の 図面により検査 等を、目視及び 該防火壁の構造 講じているもの 遮断する措置を 置その他延焼を て、防火壁の設 た場合であつ できるがん具煙 具煙火貯蔵庫に 造所における危 し、煙火等の製 表第二第十四項 については、当 にあつてはその に掲げる完成検 危険工室及び

備	十二 第四条第一 中三 第四条第一	生 (京) 第 (京) 第 (京) 第 (の) 月の (別) 第 (の) 8 (元) 第 (元) 2 (元) 2 (元) 3 (元) 3 (
より検査する。 より検査する。 より検査する。	十二 発生 から	十一 十
備	十二 第四条第一	十 室 の
を、目視及び図を、目視及び図を、目視及び図を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験である。		火並びに導火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する火薬を保管する。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。
************************************	 	十三の 第一項第十三の 「勝」上するた。 「時」上するに、当該 「時」上するに、当該 「時」上するに、場。 「時」上するに、当該 「時」上するに、場。 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上する。「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」 「時」上するに、「時」」 「時」上するに、「時」」 「時」上するに、「時」」 「時」上するに、「時」」 「時」上するに、「時」」 「時」上するに、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」上述、「時」」 「時」」 「時」」 「時」」 「時」」 「時」」 「時」」 「時」」
十五の二 を 室の窓及び扉に 室の窓及び扉に でる。ただし、 でもる。ただし、 を有数では を変し、 をで、 を変し、 をで、 をでし、 をでし、 をでし、 をでし、 をでし、 をでし、 をでし、 をでし、 をで	り 視 いる	++ +
新設	の 他 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の に の の に あ ま そ の 一 の に あ た の の た の た の た の た の た の の た の た の ら の た の ら の た の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の 。 の ら の の ら の の ら の の の の の の の の の の の の の	十三の二 第一項第十三のスププリン号の窓、出危 カー 1
[新設]	る。視によりに変更を存置する。とは、一般を変更を存置する。とは、一般を変更を存置する。とは、一般を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	十三の二 東京の設置の状況を、間では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世

十六の二 第一項第十二号 第一項第十二号 「第一項第十二号」 「第四条数ででは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	十六 第四条第一項第十二号イの 項第十二号イの 内面の一部が火 を防止する ための措置 ための措置		窓 ハ 第一 第一 第一 第十 十一 第四 条 8四 条	
十六の二 室の内面につい 薬類の浸透又と 形止する。 を防止する。 ための措置の状 ための指置の状	大六 危険工室の内面について、内面について、内面の一部が火内面の一部が火内面の一部が火肉を防止することを防止することを防止することを防止する。	する。 記録により検査		
新設	十六 第二 第十二号の内面 の内面		新設	
新る。	十六 危険工室の 内面について、 上砂類のはく落 上砂類のはく落 で 鉄類を表さな に鉄類を表さな に鉄類を表さな により検査も		新設	
		+1		
		十一六の三 第一項第十二号 第一項第十二号 により爆発 により爆発 を防止する。		を容易に除去で きる措置 を容易に除去で
検査する。 と、目視、図面 を、目視、図面 を、目視、図面 を、目視、図面 の の の の の の の の の の の の の	し、火薬類が床 し、火薬類が床 でより は、火薬類が落下するおそれがない場合は、 は記録に は、火薬類が床 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	検 T K K K K K K K K K	マ	で、目視又は別で、目視又は別で、別で、別でであるための。 で、目視又は別でであるための。 で、目視又は別でであるための。 で、目視又は別でであるための。 で、目視又は別でであるための。 で、目視又は別であるための。 で、目視又は別であるための。 で、目視又は別であるための。
		新設		
		新 設		

17年3年3月1日 万曜	- H		TIX		(-3,	7F# 44	7)	
[削る]			限整装置据付け制	機及び温湿度調験工室内の原動質・サ四号の危			十七 削除	末面 「中ででは、 「では、 「し
[削る] 検査する。	それがない場合には、当該おそには、当該おそには、当該おそには、当該おそには、当該おそには、当該おそには、当該おそには、当該おそには、当該およい場合には、当該およい場合には、当該およい場合には、当該およいは、当はいは、当はいは、当はいは、当はいは、当はいは、当はいは、当はいは、当	巻くと記し、火 薬類の爆発又は 、火	視により検査すないことを、目	据付けられてい湿度調整装置が湿度調整装置が温			十七 削除	
十八の二 第一項第十四 線計 下の温温 を装置			駆 整装置据付け制	機及び温湿度調験工室内の原動験工室内の原動		険工室の床面 「手した」		新設]
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	2	る。 こより検査す で状況を、目	おそれのない措	整装置の爆発又に据付けた原動機及び温湿度調	検 を つ	表が侵入しない。		[新設]
構 又 火 又 は の	十 1 第 九				ربا (ر	/ り 器 械、	十 危 項 九	
構 又は 大薬類が 様 発火 大薬類が 爆発 火しな 次 類 大薬類が 爆発 上 上 上 り し し し し し し し し	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				い構造 (多少しな	別人で変数が爆発器の、摩擦による。	危険工室内の機項第十五号イの	
る 発 以	マは記録により 大力の二 検査する。 室内の機械、器 室内の機械、器	を、目視、図面を、目視、図面を、目視、図面	これ、自家されるというできます。	人、整擦により人、整擦により人、整擦により	を話した。 とばることを、目視ることを、目視	大薬類が爆発し 火薬類が爆発し 大薬類が爆発し	十九 危険工室内の機械、器具又	
	「新設」					器 械、器具又は容	(険工室内の機 項第十五号の危 でである。)	
	[新設]	り検査する。	長りを防く構造となっているこ	を は火薬類の粉末 の付着若しくは の付着さしくは	つ 剤	これで、鉄と鉄これで、鉄と鉄との摩擦がな	十九 危険工室内 に据付け又は備	検査する。 検査する。

構 大 英 大 英 数 操 提 し な し な し な し し と と と と と と と と と と	無 類 の で で で で で で で で で で で で で	十 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
なり火薬類の付着、 大薬類が爆発し又は とを、目視又は 大薬類の付着、 大薬類が爆発し又は 大薬類が爆発し又は 大薬類が爆発していることが 大薬類が検査	十九の四よう。 一十九の日。 一十九日。 一十十十日。 一十十日。 一十十日。 一十十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日。 一十日	しては、 は
	新 設	[新 設]
	新設	新設
二十二 第四条第一項第十八号の 一項第十八号の 第四条第	二十一 第四条第 一項第十七号の 一項第十七号の	二十 項第十六号の 所 第四条第一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
まり火薬類が爆 より火薬類が場 より火薬類が場 より火薬類が場 より火薬類が場 より火薬類が場	二十一	発して、 一次を、 一部では、 一部でする。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。
二十二 (本) 三十二 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	二十一 第四条第 一項第十七号の 危険工室内の高 た険工室内の高 た を使用する に を 全 に	二十 項第十六号 第一 第四条第一 の暖房
二十二 危険工室 二十二 危険工室 間場に設けられ 電、可燃性ガス、電、可燃性ガス、電、可燃性ガス、	二十一 危険工室 二十一 危険工室 中のの高熱源を使 内の高熱源を使 ではより検査し、により検査し、により検査し、により検査し、により検査し、により検査し、により検査をできました。	二十

二十五 [略]	二十四 一項第二十号の 一項第二十号の 一項第二十号の がる必要な事項	おける接地 おける おける おける おける おける おもれる おもれる おもれる おもれる おもれる おもれる おもれる おもれ	械設備又は乾燥一項第十九号の	二十三 第四条第	
二十五 [略] おる火薬素の原本事項その他必要事項その他必要 は 一大数 横査する。 に 記載 に こんり 検査する。 こんり 検査する。 こんり 検査する。 こんり 検査する。 こんり 検査する。 こんり 検査する。 こんり 検査する こんり 英雄 (を) を は いき に は に は いき に は に は に は に は に は に は に は に は に は に	二十四 危険工室 等における火薬 類の種類及び停 間することがで	接地抵抗測定用接地抵抗測定用の状況を、	属部について、 内の機械設備又	San	発し又は発火することを防止することを防止するための措置の は図面により検は図面により検性が 漏電、可燃性が 大り火薬類が爆性が より火薬類が爆性が
二十五	二十四 第四条第 元板 二十号の 市険工室等の掲	接地 の金属部の	械設備又は乾燥危険工室内の機	二十三 第四条第	
二 十 五 略	三十四 危険工室 等の掲示板の設 でより検査す	査する。 の記録により検 の記録により検	属部の接地の状は乾燥装置の金	二十三 危 険 工室	まり検査する。 気配線の設置の 気配線の設置の でである。
二十九 一 項 第二十二号 はその原料を過し とを 防ぐための とを 防ぐための 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		措置	一項第二十二号	二十七 第四条第一項第二十二号 の火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそがある設備のおじんの飛動を	二十六
	ための指置の状 ための指置の状 にめの指置の状 に		備、乾燥こ十八 硝	二十七 火薬類 びその原料の粉 じんの飛散する じんの飛散する じんの飛散を防 じんの飛散を防 じんの飛散を防	二 十 六 削 除
二十九 の四の加原第二十九 年 第二十二号 第四条第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		置 等の の三の硝化設 痩削定装	二十八 第四条第二十二号	二十七 第四条第 一項第二十二号 一項第二十二号 じんが飛散する おそれのある設 おそれのある設 おそれのある設	二十六 つ の の の の の で の で の で で で で で で で で で で
二十九	する。 記録により検査 記録により検査 により検査 を、温度	の他特に温度の 変化が起こる設 備の温度測定装 置の設置状況 を、目視により を、目視により	備、乾燥設備それ。	二十七 びその原料の粉 じんの飛散する おそれのある設 おそれのある設 おそれのある設 おそれのある設 はそれのある設 はそれのある設	二十六 飛散するおそれ の状況を、目視 ににより検査す ににより検査す ににより検査す ににより検査す

削 る	三十 原第二十二号の り火薬類が爆発 ための措置 ための措置 ための措置 を開発しよる	
がない は、 は、 おないことを、 は、 10 は、 	三十 危険工室に おける静電気に おり火薬類が爆発し又は発火する 記により 検査する ただし、静電気により 大変類 により 大変 関節 により 大変 関節 できる できる とう とり 大変 関節 できる できる とう とり 大変 は とり 大変 関節 できる とう とり 大変 関節 できる とう とり 大変 関節 できる とう	指置の状況を 本で、
三十の二 第一項第二十二 第一項第二十二 第一項第二十二 第四配 第四 第四条 第四	三十第四条第一年の計画では、「一年」を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	
三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三十 火薬類の製造中に静電気を除去する。 より検査する で、目視及び記をにより検査する。 こより検査する。	* に 験
	気 は の 一 三 気 す の 一 十 装 有 可 項 二	= + -
	気装置 の可燃性ガスの 一項第二十三号 一項第二十三号 第四条第 4 第四条第	一 削 除
よ 図 こ 該 い す 有 可 す 記 動 り 面 と お 場 る 粛 燃 る 試 験 又 を そ 合 お ガ 性 。 に 験	置し図況りのスキ	= + -
国面	置の性能を、作 (作) で、 (で) で) で、 (で) で) で、 (で) で) で、 (で) で (で) で、 (で) で (で)	削 除
	三十二 の所 の所 の所 の の の の の の の の の の の の が 性 ガ ス り る る お る る お る る る る る る る る る る る る る	気除去設に 「大きないのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
び当該装置の性 び当該装置の性	トライン を	性マットの敷設 世マットの敷設 並びに接地の状況を、目視及び 表り爆発又は発 水のおそれのあ を除去する設質の状況を、目視及び における身体に における身体に を除去する設備 を除去する設備 を除去する設備 を除去する設備 を派出視により検査

144 3 年 3 7	7 1 1 万曜日		rix 	(石/ト婦 44 石)	
め 機を さい が発火の危険の 指置 するた を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	第二十六 の三の爆発のある日 で の三の爆発の危 の三の爆発 の の の の の の の の の の の 場 の の の 場 の ろ の ろ	草火	芝梨台 の二の日乾場の の二の日乾場の 三十五 第四条第	温装置する工室内の火薬類を乾燥	三十四 第四条第三十四 [略]
を表している。 「関目を表現である。 「関目を表現である。 「関目を表現である。 「関目を表現である。 「関目である。 「の他ののある。 「の他ののものの。 「の他ののものの。 「の他ののものの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他のの。 「の他の。 「の他のの。 「の他。 「の他の。 「の他。 「の他の。 「の他。 「の他。 「。 「の他。 「の他。 「。 「の他。 「。 「の他。 「。 「。 「。 「。 「。 「。 「。 「の他。 「。 「。 「。 「。 「。 「。	を、目視又は巻を、目視又は巻を、目視又は巻度により検査する。 三十六 爆発の他の測定 とその他施設と とその他施設と	は で で が で が で が で が で が で が で が で が で の が で の に は ま の に は に は に れ に れ に れ に れ に れ に に れ に れ に れ に に れ に に に れ に に に に に に に に に に に に に	下 こ 大 で 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	は設置された加温装置についる。 は発火しない は発火しない は発火しない 目視及び 関 につい が 場	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
を遮断する間 を遮断する で発火の危険の で発火の危険の でが発火の危険の でが発火の危険の でが発火の危険の でが発火の危険の でが発火の危険の	険のある日散場 の三の爆発の危 の三の爆発の危 第四条第	草火了	佐操台 の二の日乾場の 三十五 第四条第	温装置の火薬質を乾燥の加	二頁第二十四号三十四 第四条第三十三 [略]
簡易土堤又は防 標 壁 の 構 造 等 を、別表第二第十十 八項各号又は 十六項各号又は 別表第二第十七 の 危険の ある 子 と、別表第二第十七	三十六 険のある日乾場 とその他施設と とその他を場	検査する。	の測定器具を用を、巻尺その他を、巻尺その他を、巻尺その他	に設置された。 はその記録で、目視及 が図面により検 を、作動試験又 が当該 をでいる。 に設置の が図面により検 での記録により検 での記録により検	ち操する工室内 三十四 火薬類を 三十三 [略]
置 を 場 三十七の二 三十七の二 5場又は星掛け 5の五の星 打 6の1 第 1 1 1 1 1 1 1 1	設備がついて、おおいののでは、	三十七第四条第二十四号			
検査する。。 を、目視における日光 を、目視によりをする。。 を、目視によりによりによりができます。。 を、日視によりによりにより。 を、日視により。 を、日視により。 を、日視により。	有無を、目視に 有無を、目視に 方無を、目視に ただし、日乾作 を放冷する必要 を放冷する必要 を放っる必要 を放っる必要 を放っる必要がな は、火薬類を放 がない 場合に は、火薬類を放 がない は、火薬類を放 は、火薬剤を放 は、水薬剤を放 は、水液剤を放 は、水液剤を、水液剤を、水液剤を、水液剤を、水液剤を、水液剤を、水液剤を、水液剤を	できる。 三十七 日乾場の 火薬類を放冷す 火薬類を放冷す	が図面により容易に 間により容易に 限り、目視及び図面により容易に	検査する。ただ 検査する。ただ 大変により を、設とその他の を、選とその他の を、選とその他の を、選とその他の を、選とその他の を、選とその他の を、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 をを、さいた。 ををする。 ただ	が大壁の設置そ 施設との間への
新設	設 放 の D M M M M M M M M M M M M M M M M M M	三十七 第四条第 一項第二十四号			
新設	まり検査する。 有無を、目視に 日視に	を を を を を を を を を を を を を を	見 大だし、目視及 が図面により容 場合に限り、目 場合に限り、目 は のできる	の他の地域の の他の地域地で の他の地域地で の他の地域地で の他の地域地で の他の地で の他の地で の他の地で を用いた測定器具を の他の測定器具を の他の測定器具を を用いた測定器具を の他の測定器具を を用いた測定器具を を用いた測定器具を の他の地で、巻尺そ	防火壁の投置そ 施設との間への である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。

					护置	を遮断するため	壁その他の延焼 焼爆壁又は防火	五号ロの土堤、条第一項第二十	三十八の二第四						等 イの爆発試験場	一項第二十五号三十八 第四条第
り検査する。 り検査する。。 り検査する。。	を、目視及び図面により検査する。 ただし、火る。 ただし、火水の でが が	については、当 「という」 「おいっとのの措	の他の延焼を遮	の方法により検	掲げる完成検査	表第二第十六項	は防爆壁を、別しては、土堤又	置したものにつ	三十八の二 土堤		්	視により検査す	内に設置されて	いて、危険区域	廃薬焼却場につ発射試験場又は	場、燃焼試験場、二十八 爆発試験
									[新設]						の爆発試験場等	一項第二十五号
									[新設]	検査する。	と、目見こより	樹木、雑草等を	内に設置し、か	いて、危険区域	廃薬焼却場につ	場、燃焼試験場、
四十一 国路の路面及び の火薬類の運搬 のの路面及び ののののででである。 ののののでである。 ののののでである。 ののののでである。 ののののでである。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 ののでを。 ののでを。 のので。 のので。 のので。 ののでを。 ののでを。 ののでを。 のので		運搬車薬類を運搬する	項第二十七号の四十 第四条第一	三十九の二 [略]						搬容器の火薬類等の運	一項第二十六号	三十九 第四条第		ための措置	火災を防止する	三十八の三 第四
四十一 火薬類の四十一 火薬類の四十一 火薬類の四十一 火薬類の	田の火薬類の爆 間の状況を、目 でで図面等に は及び図面等に		で火薬類を運搬四十 危険区域内	三十九の二 [略]	視及び記録によ	いることを、目る構造となつて	確実に蓋のでき	を担う、 いつ、 こさない材料を しているである。	類又はその原料	いて、当該火薬 上記にこ	はその原料を運	三十九 火薬類又	より検査する。	の作動式検告と図面又は機器等		三
四十一 第四条第 一項第二十八号 一項第二十八号 で 一項第二十八号		運搬車 薬類を運搬する	項第二十七号の四十 第四条第一	三十九の二 [略]						搬容器の火薬教等の運	一項第二十六号	三十九 第四条第				新設
四十一 火薬類の記録により検査し、当に別定器具を別し、当に別に対し、当には、対した別に対し、当には、対した別に対し、当には、対した別に対し、対した別に対して、対した別に対して、対した別に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	査する。	図面等により検造を、目視及びする運搬車の構	で火薬類を運搬四十 危険区域内	三十九の二 [略]	り検査する。	視及び記録によいることを、目	る構造となってき	きていたりでき 用し、かつ、確 はない材料を使	化学反応を起こ	いて、収容物と 搬する容器にご	はその原料を運	三十九 火薬類又				[新設]

二 二 二 二 二 二 二 二 二 十 二 十 六 号 で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二十四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 製造設備が定置	
	四号まで、第十一八号から第二十五号まで、第二十五号まで、第二十七号、第三十十五号ままで、第三十十五号ままで、第三十十五号ままで、第三十十五号ままで、第三十十五号ままで、第三十十五号まで、第三十五号を第二十五号を第二十二十二十二十二十二十二十五号を第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	号、第十三号、 第十号、第十号、第十号、第十号、第二号まで、 5第三号まで、 6第三号まで、 7000000000000000000000000000000000000	
Table Ta		2 製造設備であつて、不発弾等の解析に業を行う製造施設の場合 [新設]	
五		新設	査する。ただし、 当該測定におい て、既定のこう ることが目視に より容易に判定 できる場合に限 り、目視による。 とができる。
	九 第九号の温度上 第四条第二項	備 (作による解 (作による解 (作による解 (を) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	六 削 除
する。 目 が は、 当該 おことを、 の検査する。 は、 当該 おそれ り検査する。 は、 当該 おそれ り検査する。 は、 当該 おそれ り検査 り も	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	撤隔二設操項	六 削 除
			т.
を防止する措置を防止する措置	九 第四条第二項 ボ上昇し、爆発 文は発火するお 文は発火するお 文は発光でするお	備 第八号の遠隔操 作による解撤設 でによる解撤操	六 第四条第二項 第六号の不発弾 第十十十十二章 第十十十十二章 第二項 第二項 第二項

十一の周囲の火災 第二項第十一号 第二項第十一号 第四条	置 断 の 壁 口 第 十 中 中 中 中 中 中 中 中 中	項第十一号イの 十一 第四条第二 十一 第四条第二
十一の三 検査する。 火災を防止する。 火災を防止する。 水災で防止する。 水災で防止する。	れに、そのでは、大いのに、	薬処理場につい 十一 不発弾等廃
新設	[新 場 発 設 改 等 廃 薬 処 理	項第十一号の不 十一 第四条第二 十 [略]
新 設	[新 す a l l l l l l l l l l l l l l l l l l	薬処理場につい 十一 不発弾等廃
四 第四条の二第 一項第四号の移 一項第四号の移 に第四条の二に に第四条の二に に第四条の二に	措防 (災 英 本 本 本 本 本 本 本 本 本	の措置の措置のおより
四 移動式製造設四 移動式製造設		作動試験若しく
四 第四 第四 号の 移 開 用	火 一	
四移動式製造設を、目視により	- で に 目 ろ 窓 と 満 て 当 す 測 定 き 空 の た	

—————————————————————————————————————	九 削 除		ラー室及び煙突 動区域内のボイ	11 15 15 15 15 15 15 15	第四条第一項第 第十二号まで、第十二号まで、第十二号まで及び 1000円 第十二号まで、第八号 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100
十 削 除	九十る。する。	Manual Manual	オイラー室R 煙突が設置 でいないこ でいないこ で、目視又は こ。ただし、	八五	号、第十四号から第二十二号 から第二十号まで、第二十二号 がら第二十二号 がら第二十二号
十 第四条の二第 一項第十号の移 一項第十号の移 一項第十号の移	九 第四条の二第 一項第九号の避 の避		ラー室及び煙突	五~七 [略] 五~七 [略]	
十 移動式製造設 情用工室の設置 性構造を、目視 及び図面により と 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	九 移動式製造設備開工室に設置がれている避雷されている避雷を、別表第二第を、別表第二第を、別表第二第を、別表第二第を、別表第二第を、別表第二第を、別表第二第		検査する。 検査する。 検査する。	五~七 [略]	
十 十 六 削 除 [略]	十 四 削 除	十 三 担 必			十一 第四条の二 第四条の二
十六 十五 [略]	十 四 削 除	十 三 肖 院		を	第四条の二十一 移動式製造東第十一号設備の消火設備大況を、目視により検査する。より検査する。また、当該消火また、当該消火
十五 [略] 十五 [略] 1	十四 第四条の二 第四条の二 第四条の二	出口及び扉出口及び扉と	火口コー	り 検 	を、 十一 第四条の二 製造 十一 第四条の二 製造 第一項第十一号 最に 備の耐火性構造 る。 及び消火設備
次床面 ウム系爆薬が浸 大方 下方 おり検査する。 上六 お助式製造 定硝酸アンモニ でより検査する。 でより検査する。 おり検査する。 では、 おりたまする。 では、 ・ では、 おりまする。 <t< td=""><td></td><td> 成 号 </td><td></td><td>り検査する。はその記録によい、作動試験又</td><td> A</td></t<>		成 号		り検査する。はその記録によい、作動試験又	A
浸 二 特 造 % に		す 図 性 ガ ゜ 口 設 造	別で同の日本	よ又能	該す図況備構造

	十八 第四条の二 で製造方法 が製造方法 が製造方法	十 七 削 除
薬を	十八 製造し及び 運搬する火薬類 をれがない車両 それがない車両 それがない車両 で使用されてい で用されてい	十 七 削 除
	十八 第四条の二 の移動式製造設 の移動式製造設	十七 ・ 第一項第十七号 第一項第十七号 第一項第十七号 第一項第十七号 第四条の二
査 は	十八 ディーゼル 車の構造等を目 車の構造等を目 を器具を用いる ではより検査する。 以定により検査 を別し、及び移動式 し、及び移動式 し、及び移動式	透し、又は、侵入しないような 1 視により検査
いる。 は、というでは、いかない。 は、では、いかない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないないない。 は、ないない。 は、ないない。 は、ないないないない。 は、ないないないないないないない。 は、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	摩擦により特定 は発火しな と又は発火しな と を が 爆発 が 爆発	具又は容器の、 製備の機械、器 で移動式製造 で移動式製造 で移動式製造
る。『を『な』ととと、 の『により検査す』とと、 を『なりとは衝撃により検査す』とと、 をでは、は、これでは、は、では、できる。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	を、目視又は図 を、目視又は図 を、目視又は図 を、目視又は図	発火させるおそ根、図面又は記視、図面又は記録により検査する。お備の機械、器間具又は容器について、摩擦により検査する。
	容器 機械、 器具 又は	動式製造設備の 動式製造設 備用工室又は移 の移動式製造設 の移動式製造設 の移動式製造設 のの移動式製造設 ののののののののである。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
「新さい。 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、 (では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)	器具又は容器に との摩擦部には く、摩擦部には がつ、動揺、脱 がつ、動揺、脱 がなる な、腐しょく又 がなる な、腐しょく又 がなる な、腐しょく又	十九 移動式製造 設備用工室又は に据付け又は備 に据付け又は備

二 十 ない 帯により で により 変 形 し を き で り で り で り で り で り で り で り で り り で り で り で り の し 後 り の し の し 後 り の し の し 後 り の し の し 後 り し の し を り を り を り を り を り を り を り を り を り を	九	マ	り特定硝酸 大人の三 第四条 大人の三 第四条 機 造設備の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
二十香 は	横大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	着 大 大 大 大 大 大 大 大 大	系爆薬が変質し 株、器具又は容 大人の三 移動式 大人の一 大人の一 移動式 大人の一 移動式
二十 第一 第一 第一 第一 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二	新設」	新設	新設
二十 一 一 一 一 一 一 一 一		新設	[新設]
二十三 ニー ニー ニー ニー ニー ニー ニー ニー ニー 第一 項第二 ー	地属の移項 総動第	二十二 二十二 二第一項第二十 一号の移動式製 第四条の 明可条の	
二十三 移動式製 造設備又は廃薬 の停滞 「最大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 「大数量、定 」 「大数量、定 「大数量、定 」 「大量、定 」 「一量、定 」 「大量、定 」 「大量、定 」 「大量、定 」 「大量、定 」 「大量、定 」 「大量、定 」	造設備の金属部につ 開定用器具を用 の記録により検 の記録により検	二十一 移動式製 二十一 移動式製 一	
二十三 第四条の 三号の移動式製造設備 マは廃薬焼却場 ででである。 では、 でも、 でも。 でも。	二号の移動式製造設備の機械設備の 協移動式製造設 は移動式製造設 は移動式製造設	二十一 第四条の 二十 一号の移動式製 一号の移動式製 1 は移動式製造設 1 端の照明設備 1 第四条の 1 二十 1 2 2 3 2 3 3 4 3 5 4 6 5 6 5 7 5 8 6 9 6 9 6 9 7 9 <td< td=""><td></td></td<>	
三十三 検査する。 三十三 移動式製造設備 の状況及び記載 の状況及び記載 の設置 の表別である。	造設備用工室又 協利定用器具を 大況を、接地抵 での記録により	三十一 移動式製	大田 1 1 1 1 1 1 1 1 1

二十六 第四条	二 十 五 削 除	二 十 四 削 除
二十六 移動式製 二十六 移動式製 高標アンモニウム 藤 アンモニウム 藤 アンモニウム	二 十 五 削 除	二十四 削除 で、目視により を、目視により を、目視により
二十六 第四条の 二十六 第四条の 二十十六 第四条の おりじんの飛 一貫第二十八 一 第二十八 「略」 「	二十五 造設備 五号の 五号の 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手	四号の多動式製工井の第四条の
二十六 移動式製	た普通木造量 により検査する。 により検査する。 おり、 大井及び内壁に 下井及び内壁に で、 かつ、 水 に耐え表面を が、 水 にする措置	面して設備用工室に 造設備用工室に を動式製
۶- ۱-+ ۱۷۱۱		三 第十 な 発 ウ 定 擦 れ
ための指置 の指置 防ぐ 	の移動式製造設 「大学学院」 「大学学院 「大学学院」 「大学学院」 「大学学院 「大学学 「大学	れる回転部の摩 第一項第四条の二 特世又は発火し が出措置 ない措置 ない措置 ない措置 ない場談特 は発火し
する。に 日 が 発 上 下 大 上 下 で で で で で で で で で	三	三
設 る お 火 火 て る お そ れ の 安 全 れ の の の の り の り の り の り る り る り る り る り る	の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製	触れる回転部と 内壁の間隙 京三十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十号二十
全装置の設置の 全装置の設置の で当該安全装置の設置の で当該安全装置の設置の で当該安全装置の設置の でまる設備の では、 でも、 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。	る収納文は表で、	いて、目視及びいて、目視及びにより検査に備え付り造

三十三の二 一三十三の二 一三十三の二 一三十三の二 一三十三の二 一三第一 一項第 四の 世、防爆壁 四の 世での 世での 			去 場	却揚 三号イの廃薬焼	_	三十三 第四条の一										料の運搬容器	爆薬及びその原	アンモニウム系	二号の特定硝酸	二第一項第三十	三十二 第四条の
三十三のについては、土場では、大型では、土場では、100mmのでは、土場では、100mmでは、土場では、100mmでは、		. 8	を、目視により	動区域内に設置	場について、移	三十三 発薬焼却	検査する。 及び記録により	ることを、目視	構造となつてい	実に蓋のできる	用し、かつ、確	さない材料を使	化学反応を起こ	又はその原料と	モニウム系爆薬	該特定硝酸アン	器について、当	料を運搬する容	爆薬及びその原	アンモニウム系	三十二 特定硝酸
新設			坳	場 三号の廃薬焼却		三十三第四条の										料の運搬容器	爆薬及びその原	アンモニウム系	二号の特定硝酸	二第一項第三十	三十二 第四条の
新設	より倹査する。 状況を、目視に 関係した	周囲の樹木、雑	し、かつ、その区域内に設置	区或内こ設置していて、移動し		三十三 移動区域		る。	録により検査す	を、目視及び記	なつていること	のできる構造と	つ、確実にふた	料を使用し、か	を起こさない材	容物と化学反応	器について、収	料を運搬する容	爆薬及びその原	アンモニウム系	三十二 特定硝酸
で、火薬類の場合 で、火薬類の場合 で、火薬類の場合 で、火薬類の場合 で、火薬類の場合 が爆発フロ標の関し必要な手一号の標子の標準の関心が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に が関連が明確に がの状	1 製造設備が定置 検査項目				するための措置	囲の火災を防止	三十三号ハの周条の二第一項第	#													
一 製造所の標識	保安検査の方法	(第四十四条の五第一項関係)	より検査する。	くはその記録に	図面又は機器等	状況を、目視、	るための措置の火災を防止す	三十三の三 周囲	り検査する。	面又は記録によ	とを、目視、図	おそれがないこ	場合こは、当該	まおそれがない。	と と と と と と と と と と	に発火すること	業類が爆発し又	る。たたし、火	# V _	を、目視及び図	
で、火薬類の製造 作業を行う製造施 第一号の標識、 掲示板、危険区 掲示板、危険区 V警戒札等 でいた。 でいる。 での場合 ででいる。 での標識、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	1 製造設備が定置							[新設]													
一製造所の標 一製造所の標 検査する。 検査する。	保安検査の方法	(第四十四条の五第一項関係)						[新設]													

	室及び煙突 第五号の危険区 第五号の危険区 域内のボイラー		二 第四条第一項 第二号の危険区 第二号の危険区 第三号の火災に 第三号の火災に よる延焼を防止 よる延焼を防止
を 同により検査す 高により検査す を 同により検査す を により検査す を により検査す でいる場合に、固 により検査す でいる場合に、固 により検査す でいる場合に、固	四・五 [略] 六 危険区域内に ボイラー室及び 煙突が設置され でいないこと	の維持管理状況 を、目視、図面、 巻き尺その他の 測定器具を用い に測定又は機器 しくはその記録	二 危険区域に設置した施設の種置した施設の種質を、目視により検査する。 三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止よる延焼を防止よる延焼を防止
	四・五 [略] 六 第四条第一項 対内のボイラー 場工号の危険区		二 第四条第一項 第二号の危険区 第二号の危険区 第三号の防火の 第三号の防火の で空地
検 查 す る。	で、記録によりで燃料の種類の燃料の種類		二 危険区域に設置した施設の種置した施設の種 類を、目視により検査する。 三 森林内に設け た境界さく沿い た境界さく沿い た境界さく沿い たりを要問である。
		防爆壁である工場では火薬類一時という。	大の (大の (大の (大の (大の (大の (大の (大の (
と の で は と が で は と で は と で は と で で で で で で で で で で で	造又は準放爆式 特造の危険工室 している場合で している場合で 大えて防爆壁を でいる場合で はたものにつ	だし、放爆式構 り検査の方法によ り検査する。た が爆式構 が が り が が り が り り た り り た り り た り た り た	大の二 八 七 る。 「
		防爆壁である工場では火薬類一時という。	八七 の製造所以外等 第七号の条第一 で で で で で で で の の の の の の の の の の の の
のに は 当該防爆壁の に より 検査 の に より 検査 の 方法 に より 検査 の 方法 で あつて ロ が が が が が が が が が が が が が が が が が が	爆式構造又は準 原工室等を互い に連接している は要であつて、 は合であつて、 はない。 はずしている		八 七 (親語)

令和3年3月1日

月曜日

九 る工室又は火薬 爆発の危険のあ 第七号の二の煙 遮断するための その他の延焼を は防火壁の設置 土堤、防爆壁又 ける土堤、簡易 類一時置場に設 火等の製造所の 第四条第一項 の場合であつ 煙火を貯蔵する ができるがん具 る。ただし、が 法により検査す る保安検査の方 を、別表第四第 維持管理状況 堤又は防爆壁の 検査の方法によ 項に掲げる保安 類一時置場の維 場の場合であつ る火薬類一時置 導火線を保管す 第一号に掲げる ものについて 場合であつて、 火薬類一時置場 に貯蔵すること ん具煙火貯蔵庫 八項までに掲げ 十六項から第十 り検査する。 別表第四第十四 により検査し、 保安検査の方法 表第四第十二項 は、当該火薬類 土堤を省略した 持管理状況を、 管理状況を、別 ては、当該火薬 したものについ て、土堤を省略 上堤又は防爆壁 土堤、簡易土 時置場の維持 土堤、簡易 九 第七号の二の煙 爆発の危険のあ その他延焼を遮 は防火壁の設置 ける土堤、簡易 類一時置場に設 る工室又は火薬 火等の製造所の 断する措置 土堤、防爆壁又 第四条第一項 九 土堤等の維持 具煙火を貯蔵す 査する。ただし、 検査する。 四第十三項各号 堤を省略したも 薬類一時置場の いては、当該火 略したものにつ て、土堤等を省 場の場合であつ る火薬類一時置 とができるがん 庫に貯蔵するこ がん具煙火貯蔵 の方法により検 掲げる保安検査 から第十七項に 表第四第十五項 管理状況を、別 査の方法により 状況を、別表第 置場の維持管理 当該火薬類一時 のについては、 堤を省略したも 合であつて、土 類一時置場の場 を保管する火薬 検査し、導火線 査の方法により 四第十一項各号 状況を、別表第 置場の維持管理 当該火薬類一時 のについては、 合であつて、土 類一時置場の場 に掲げる保安検 に掲げる保安検 第七号の三の避 雷装置 第四条第一項 により検査す を、別表第四第 停滞量(火工品 理状況を、目視 壁の設置その他 及びがん具煙火 おける危険工室 る。ただし、煙 保安検査の方法 十五項に掲げる の維持管理状況 設けた避雷装置 薬類一時置場に 量)が百キログ 又は爆薬の停滞 原料をなす火薬 にあつてはその 火薬又は爆薬の 講じているもの の延焼を遮断す であつて、防火 を省略した場合 法により検査 る保安検査の方 第十四項に掲げ 況を、別表第四 場の維持管理状 該火薬類一時置 については、当 を省略したもの がん具煙火並び ることができる 貯蔵庫に貯蔵す 火等の製造所に ラムを超える火 により検査す 該措置の維持管 については、当 るための措置を 土堤又は防爆壁 し、土堤、簡易 危険工室及び 雷装置 第七号の三の避 第四条第一項 を、別表第四第維持管理状況 ることができる 貯蔵庫に貯蔵す 及びがん具煙火 おける危険工室 る。ただし、煙 保安検査の方法 十四項に掲げる を、別表第四第 の維持管理状況 設けた避雷装置 薬類一時置場に ラムを超える火 量)が百キログ 又は爆薬の停滞 原料をなす火薬 停滞量(火工品 火薬又は爆薬の 当該防火壁の維 のについては、 を講じているも を遮断する措置 略した場合であ 方法により検査 げる保安検査の 十三項各号に掲 火等の製造所に により検査す にあつてはその 目視により検査 持管理状況を、 設置その他延焼 がん具煙火並び つて、防火壁の し、土堤等を省

危険工室及び

十四四	の措置 したときに爆発	無煙火薬が発火	5世の無煙火薬の三の無煙火薬の	第一項第九号の	十三の二第四条	十三「咯」	ための措置	延焼を遮断する	の設置その他の	の間への防火壁室と他の施設と	の危険のある工	項第九号の発火	十二 第四条第一	十一「略」												
十四 [略] 大沢を、目視、 図面、測定器具 図面、測定器具 で用いた測定又 で表しくはその記録により検	が止するための 防止するための が上するための	置並びに当該発 上するための措 の措	ながきくどち おける火薬の分 薬類一時置場に	薬を存置する火	0)	十三 「峈」 より検査する。	状況を、目視に	措置の維持管理	遮断するための	その他の延焼をの防火壁の設置	の施設との間へ	のある工室と他	十二 発火の危険	十一下		検査を行う。	査の方法により	に掲げる保安倹	長角四角十四頁	一時置場の維持	は、当該火薬類	いものについて	を設置していな	つて、避雷装置	置場の場合であ	する火薬類一時
十四四			ラー設備	第一項第九号の	の	十三、「恪」	置	焼を遮断する措	の設置その他延	の間への防火壁室と他の施設と	の危険のある工	項第九号の発火	十二 第四条第一	十一 [略]												
十四 査する。 おり検	設備の性能を、 スプリンクラー お前の性能を、	持管理状況を、	25 受情り進	薬を存置する火	十三の二 無煙火	十三「烙」	を、目視により	維持管理状況	遮断する措置の	その他の延焼をの防火壁の設置	の施設との間へ	のある工室と他	十二 発火の危険	十一「略」	う。	より検査を行	安検査の方法に	各号に掲げる保	長寛四第十三頁	一時置場の維持	は、当該火薬類	いものについて	を設置していな	つて、避雷装置	置場の場合であ	する火薬類一時に導火線を保管
			窓	ハの危険工室の	第一頁第十一号										る金具		ロの危険工室の	第一項第十一号	十五の二 第四条				(び出口の扉	き を を を を を を を を を を を を を	質第十一号イの 十五 第四条第一
り 検査する。 り 検査する。 り を、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	より人薬質が暴し、直射日光にし、直射日光に	を、目見こより 維持管理状況 るための措置の	窓のことを防止することを防止することを防止することを防止することを防止することを防止することを応止することを応止することを応止することを応止することを応じていることを使用することを使用することを使用する	ハの危険工室の て、火薬類が爆	第一頁第十一号 室の窓この21	する。	記録により検査	目視、図面又は	731	は、当該おそれのなり場合に	発火するおそれ	類が爆発し又は	摩擦により火薬	する。ただし、	目視に			第一項第十一号室の窓及び扉に	第四条 十	検査する。	を、目現こより	なっていること				質第十一号イの 窓及び出口の扉 十五 第四条第一 十五 危険工室の
り 検査する。 り 検査する。 の で で で で で で で で で で に は、 当該 で に は、 当該 で に は、 当該 で に は、 当該 で に に に に に に に に に に に に に	大阪 直 まる。	を、目見により 維持管理状況 るための措置の		て	室 田田 の 三	する。	記録により検査		731	は、当該おそれしかない場合に	発火するおそれ	類が爆発し又は	摩擦により火薬	する。ただし、		持管理状況を、	用いる金具の維	室の窓及び扉に	第四条	検査する。	を、、目現こよの	なっていること	難できる構造と	の際に容易に避して及び扉としている。	について、非常	第十一号イの 第四条第一 十

十 十 六 六 元 元 元 元 元 元 元 元	置 に た 措 防 浸 散 第	十六 第四条第一十六の二 第四条第一十六の二 第四条第一
置 止 火 り 爆	薬類の の	十六 危険工室の 内面の剥離及び 内面の一部が火 内面の一部が火 持管理状況を ための措置の維 ための措置の維 ための措置の維 ための措置の維 ための措置の 行面の 行面の 一部が火 ための 行面の 一部が火
新 設		十六 項第十二号 第四条第 内面 危
新設		十六 危険工室の 内面の維持管理 以況を、目視に より検査する。
十七 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	未	
十 本	大	画 図面により検査 は、当るおそれがない。 おでで、目視又は落下により検査 おでで、は一点では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
十七 第四条第一 十十七 第二室の 東第十三号の 東第十四号の 東第十四号の 大工室内の原動 機及び温湿度調 機及び温湿度調 機及び温湿度調 大工を 大面 大面 大面 大面 大面 大面 大面 大面 大面 大面	新設	
十七 危険工室の十七 危険工室の十八 危険工室内に据付けた原動に据付けた原動により検査する。。 より検査する。 「自視を装置の維持管理状況を、目視により検査する。」	新設	

十九 項第十五 6 6 6 6 6 6 6 7 1 8 7 1 8 1 9 1 7 1 8 1 8 1 7 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8	削 る
十九 危険工室内 の機械、器具又 は容器につい	には、当該おそ を、目視、図面 を、目視、図面 の面 を、目視、図面 を、目視、図面
お () () () () () () () () () (
十九 危険 工室内	検査する。 「記録の出度及び出湿度の推りでは、 を「記録のの出度及び温湿度のが出湿度のが、 をでは
十九の三 し	構 又 火
大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	1
新設	新設
新設	新設

の を の 熱 パー 項 第 一 項 第 + 七 号 の 様 発 又 は 来 又 は 発 火 の 後	芸 (英) 第二 (本) 第二 (構 又 火 又 類 は の 二 第 九 の 二 第 九 の 元 の 元 6 元 元 元 元 元 元 元 元
大		る 発 大 す 図 と 発 類 入 に 以 類 入 に 以 類 入 に 以 類 入 に 以 表 別 の の の 代 以 表 数 の の 代 表 の の 代 表 の の 代 表 数 の の 代 表 数 の の 代 表 数 の の 代 表 数 の の 代 表 数 の の 表 数 の の 表 数 数 の の 表 数 数 の の 表 数 数 数 数 数 数 数 数 数
装 付けら 元十一 一項第十七号 1 1 1 1 1 1 1 1 1	芸置 (東) 第二 (東) 第二 (東) 第四 (東) 第四 (東) 第一 (東) 第一	新設
元十一 内の高熱源を 大安全装置の 大安全装置の 大変全装置の 大変全装置の 大変全装置の 大変を 大変を	二十 危険工室内 の暖房装置の維 目視により検査	新設
二十三 第四条第 一項第十九号の 一項第十九号の を 第四条第 に 第四条第		照明する設備 照明する設備 東類一時置場を 東四条第 の一項第十八号の の一項条第
図面又は記録に 二十三 危険工室 内の機械設備又 は乾燥装置の金 は乾燥装置の金 展部について、 展部について、 展部について、 展部について、 を用いた測定用 おり検査する。 により検査する。	を、目視により を、目視により を、目視により を、目視により を、目視により が爆発し又は、 が爆発し又は発 が場合には、 かない場合には、 ない場合には、 ない場合には、 ない場合には、 ない場合には、 ない場合には、 ない場合には、	大り火薬類が爆 大り火薬類が爆 大り火薬類が爆 ス、粉じん等に ス、粉じん等に ス、粉じん等に ス、粉じん等に 大り火薬類が爆 では発火・することを防止する。
二十三 危険工室内の機 危険工室内の機 を属部の 場際 を属部の での金属部の での での での での での での での の の の の の の の の		動線 動線 野期 悪類一時置場 一項第十八号の 一項第十八号の ででである。 一項第十八号の のののでである。 一項第十八号の でである。 でである。 では火 でである。 では火 のののである。 でである。 でである。 では、といる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
二十三 危険工室 内の機械設備又 内の機械設備又 地抵抗測定用器 地ででいる。 長を用いた測定用器 より検査する。		し、及び当該安 を、作動試験又 にその記録により検査する。 日視により検査する。 目視により検査 する。。

古	二十四 一項第二十四 一項第二十四 制。 一項第二十四 制。 一項第二十四 事項 にお の 同様 一項第二十四 事項 日本 の 日本 の 日本 の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
二十七 火薬類の じんの飛散する じんの飛散する じんの飛散する じんの飛散する じんの飛散する でんめの飛散する 神管 理状況 を、目視について、粉 でんめの形にしている な による爆殺の温度の が起こると でいる 場所 化 設 の 措置 の が 起こると で が お による 爆発 で が お による 爆発 で が お による 爆発 で が お による な で が あ で が あ で が あ で が あ で が が あ る と が が あ で が が あ る と が が あ で が が あ で が が が あ で が が が あ で が が が が	二十四 における火薬 等における火薬 事項その他必要 は 大沢を の維持で は 大沢を の維持で は 大沢を の維持で は 大沢を の維持で は しん とがで
二十七 第四条第 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ご十四 二十四 一項第二十五 二十五 一項第二十十六 「四月第二十十六 「四月第二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十
三十七 火薬類の ボラウン ボスク	三十四 1 1 1 1 1 1 1 1 1
三十 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	古世 1 1 1 1 1 1 1 1 1
() () () () () () () () () (四、
三十 (東京) 第四条第 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第四条第一 (東京) 第一	二 一 の の 四 の 第 二 十 九 全 装 間 門 形 二 十 二 十 二 十 二 十 二 十 二 十 二 十 二 十 二 十 二
三十 火薬類の 大で記録によする。 一では発生し、爆発の を下するおきでは、 大び記録によずの を除去する。 一では発生し、爆発の を除去する。 一では、 は発火するおきでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 を、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	世界 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大

1348 3 1 3 73 1	<u> </u>	- IK	(-1)/1/1/1	
三十二 気装置 三十二 第四条第 三十二 第四条第 第四条第		三十一 削除	削る	
三十二 可燃性ガスス又は有毒ガスス又は有毒ガス がで、維持管理がて、維持管理がで、 より検査し、及 び当該装置の性		三 十 一 削 除	い場合には、当 おり検査する。 は記録に 1 1 2 2 2 2 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5	爆発し又は発火により火薬類が
三十二 第四条第 の可燃性ガス等 の可燃性ガス等 がある工室の れのある工室の れのある工室の れのある工室の	り扱う危険 に帯電した静電 における身体	三十一 第電性マットの 次するおそれの 保発 国人 に 接地 の	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
「大き」を 別して では を の 記録に マはその記録に マはその記録に マは 有毒ガス スヌは 有毒ガス オルのある工室の が ス非気装置の おき で、 目視により を、 目視により で、 日視により で で いっぱい で いっぱい で いっぱい かい	帯電した静電気 を除去する設備 を除去する設備 地の状況を、 接 地抵抗測定用器	三十一 日視及び記録に おり検査する。 上	性 で た で で で で で で で で	
	乾燥台 の二の日乾場の 一項第二十四号 三十五 第四条第	の火薬類を乾燥 た、乾燥中に爆 た、乾燥中に爆 がための措置	一項第 三十四 第 第 5 5 5 6 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
は発火を防止するための措置及 で砂じん等の混 で砂じん等の混 で理状況を、目 により で理状況を、目 で理状況を、目 で理状況を、目 により の検査する。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又を、作動試験又	に設置された加温装置についる 温装置について、乾燥中に火 で、乾燥中に火 を理状況を、目 では発火しないた が爆発し又 をで理状況を、目 でより検査 で、変が場発します。	ガス又は有毒ガ ガス又は有毒ガ だ、目視、図面 マは記録により マは記録により 下、目視、図面 火薬類を 大薬類を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変	とどし、可然生という、可然生という。
	乾燥台 三十五 第四条第	温 する工室内の 加 	一 項第二十四 第 四 条 第 四 条 第 一 条 第 一 条 第 一 条 第 一 条 第 一 条 第	
శ్	により検査す 世状況を、目視 財操台の維持管 日乾場の	に設置された川 温装置の維持管 でより検査し、 により検査し、 を、目視 動試験又はその 動は、作 を、作	を を を を を を を を を を を を を を	はその記録でよった。 を、作動試験又該装置の性能

設施備 一項第二十七 一項第二十七 るこれ。 るこれ。 のの日 のの日 のの日 のの日 ののの ののの ののの のの	三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の間への防火壁のが火壁のが火壁のを変換した。
医性性 (1)	三十六 爆発のある日 一
三十七 の四の日第二十七 の四の日乾場ののの のののの のののの のののの	三十六 第四条第一項第二十四号の一項第二十四号の一項第二十四号の他の施設とのの他の施設とのの他の施設とのでは場とその他の施設とのもの地の施設とのもの地の施設とのもの地の地域との地域をある日乾場とその地の地域と
三十七 は場合に取り、 とその の 施設とその を、 持 管 理 状況 の を、 持 管 理 状況 の を 、 持 管 理 状況 の を 、 持 管 理 状況 の と を でき 替 に よ り 次 でき を 、 と で でき を 、 と の の 版 没 に よ り の し 、 及 び 図 面 に よ り の し 、 及 び 図 面 に よ り ぬ 査 で と を し 、 固 祖 に よ り で き る。 こと が で き る。 こと は か に よ り に と か に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に と か に と か に よ り に よ り に と り に と り に と か に と り に と り に と り に と り に と り に と り に と り に と り に と り に と か に と り に と り に と り に と と か に と り に と か に と と と と か に と と と と と と と と と と	三十六 爆発の危険のある日乾場とその他施設ととその他施設ととその他施設ととその他施設ととの間に設置した簡易土堤又は防傷力を、別表第四第十六項各号、以表第四第十十七項により検査の方法により検査の方法。
三十	三十七の二 条第一項第 第一項第 第二十
置 断 の 個	検査する。ただし、日乾作業終し、日乾作業終し、日乾作業終し、日乾作業終し、日乾作業終し、日乾作業終し、日乾作業終し、日乾作業終し、といり、日東の一、日東の一、日東の一、日東の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本
三十八 一項第 の爆発 試験 二十五 等 号 第 9 第 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	新設
三十八 場、燃焼却場の 発射試験場又は 時管理状況を、 り検査 を が変 を が り 検査	[新設] 検査する。

	運搬車 運搬車 運搬車 正十 第四条第一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三十九・三十九の	大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。 大災を防止する。			
を、目視及び 図面等により検 を、目視及び 関面等により検	四十 危険区域内 で火薬類を運搬車につ する運搬車につ いて、運搬車につ がて、運搬する の他周	三十九・三十九の を、目視、図面 を、目視、図面 を、目視、図面 を、目視、図面	維持管理状況 るための措置の るための措置の るための措置の	目視、図面又は がないことを、 がないことを、	型の施設により を変する。ただ を変する。ただ の施設により を変更が爆 を変更が爆 を変更がな を変更がな を変更がな を変更がな を変更がな をだし、大変類がな を変更がな をだしまり を変更がな を変更ををををををををををををををををををををををををををををををををををを	秋井 / ス
	運搬車 運搬する 東類を運搬する 東瀬を運搬する	三十九 ・三十九 の	[新設]			
ਰ ਟ	四十 危険区域内 で火薬類を運搬 する運搬車の維 する運搬車の維 情管理状況を、 [三十九・三十九の	[新設]			
二 	る検査項目 二十八号、第二十六号、第二十六号、第二十六号、第二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第一二十六号、第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六号(第二十六号)第二十六十六号(第二十六号)第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第七号、第七号、第七号、第十号から第十十四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	施設の場合 一 第四条第二項 一 第四条第一項 高第四条第一項 1	撤作業を行う製造で、不発弾等の解で、不発弾等の解であつ	勾配 一通路の路面及び がま業の対	の火素質の重搬一項第二十八号四十一 第四条第
 	査の方法により 1 1 1 1 1 1 1 1 1		号、第十三号、 第十号、第八号、 第十号、第八号、 第十号、第八号、		す 記 定 器 を の	て、各面及び习 運搬通路につい 四十一 火薬類の
五 第 第 第 第 五 第 五 号 の 内 面 を 解 撤 工 室 の 不 発 選 。 一 で 。 の 内 面 を に の の ろ 、 の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ			施設の場合	2 製造設備であつ 式製造設備であつ で、不発弾等の解	こう配 こう配 とうりません 近路の路面及び	の 火素質の重般 一項第二十八号 一 第四条第
五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五			[新設]	する。	で	か作きを重ける。 四十一 火薬類の四十一 火薬類の

十						めの措置	昇を防止するた	カー第四条第二項 カー・第四条第二項							備	作による解撤設	第八号の遠隔操	七「略」			六削除
十	な 火 ル	等が暴養しては 昇により不発弾 早により不発弾	より検査する。	の作動試験若し図面又は機器等	理状況を、目視、	の措置の維持管	を防止するため	九 解撤作業中に		する。	記録により検査	動試験又はその	備の機能を、作	し、及び当該設	目視により検査	持管理状況を、	る解散設備の維	七「略」			六削除
十 <u>略</u>			を防止する措置設備の温度上昇	弾等を取り扱う	又は発火するお	が上昇し、爆発	業中にその温度	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							備	作による解撤設	第八号の遠隔操		く。)の床面	製チャンバを除等解撤工室(鋼	第六号の不発弾
十 する。	記録により検査記録により検査		管理状況を、目 する措置の維持	温度上昇を防止	ある不発弾等を		し、爆発又は発し、爆発又は発	九解撤作業中に	り	はその記録によ	を、作動試験又	当該設備の機能	り検査し、及び	況を、目視によ	その維持管理状	のにあつては、	帰燥作できるも 	七四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	する。	目視により検査 特管理状況を、	工室の床面の維工室の床面の維
十 の を防止する を防止する を防止する ため 第二項第十一号 第四条	I												置順 :	断するための昔の他の延虏を逃	壁又は防火壁そ	ロの土堤、防爆	第二項第十一号	十一の二、 第四条		理場不発銷等廃棄処	「大き草子をはたし」 東第十一号イの 第四条第二
十一の三 月囲の 火災を防止する。 上がのが上する 上がのが上する 上がのが上する 上がり検査の 上がり検査の 上がりを 上がりの 上する 上がりを 上がりの 上がりの 上がりの 上がりの 上がりの 上がりの 上がりの 上がりる 上がりの 上がりる 上がりの 上がりる 上がりも しがも 上がりも 上がりも	台" /	該おそれがない。当なっています。	施設に危害を及とにより周辺の	又は発火することを表が爆発し	査する。ただし、 図面により検	状況を、目視及	措置の維持管理	を講じたものに	するための措置	也の近尭を窓所し、防火壁その	方法により検査			第四第十六頁又 防爆壁を 別表			は防爆	十一の二 上是又	により検査す	て、危険区域内に設置されてい	一、記録な成別
新設																	7			場発強等廃棄処理	明第十一号の不 第四条第二
新設																	7	「新投」	ž	る。 視により検査す	

第四条の二にお 四条第一項第七 四号まで、第十号から第十 二号まで、第十 二号まで、第十	工室の有無及び 一項第四号の移 一項第四号の移 四 第四条の二第		措置	防止するための 災による延焼を	一項第三号の火 第四条の二第	設置制限 が説の	一項第二号の移	二、第四条の二第一	掲示の状況	並びに警戒札の	多動区或の設定な事項の掲示、	発火に関し必要	一項第一号の標	一第四条の二第一第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一	りませる	3 製造設備が多動
号、第十一号、第十四号から第二十二号。が、第二十二号。で、第十八号から第二十号。	第三第一項第十 備用工室の維持 備用工室の維持	の維持管理状況 を、目視、図面、 を、目視、図面、 を、目視、図面、 定器具を用いた 測定又は機器等 はその記録に くはその記録に	するための措置	けられた場合に	界が森林内に設	り検査する。	置した施設の種	二多動区或こ没する。	図面により検査	示の維持管理状	びこ警戒礼の掲動区域の設定並	事項の掲示、移	及び爆発又は発	一製造所の標識		
	工室 動式製造設備用 一項第四号の移 の二第			火のための空地	一項第三号の防 第四条の二第	置制限 が が 説 説	カズ 成り 塩炭型 一項第二号の移	二、第四条の二第			く及び警戒札	動区域、境界さ識、掲示板、移	一項第一号の標	一第四条の二第	打工具	3 製造設備が多動
ప	視により検査す情用工室の維持備用工室の維持の		より検査する。 状況を、目視に		た境界さく沿い	り数	_	二多動玄或こ设		検査する。	を、冒鬼こより維持管理状況	く及び警戒札の	識、掲示板、危	一製造所の標		
備の消火設備 の移動式製造設 の移動式製造設	十 削 除		九 削除							生力で火災	ラー室及び 歴史 動区域内のボイ	一項第八号の移 第四条の二第	五~七 [略]	る検査項目	八号から第二十	号まで及び第十
代により検査する。 で理状況を、目について、維持について、維持について、維持について、維持について、維持に対象が構造して、対象が表現を、目のでは、対象が表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	十削除		九 削() する。	記録により検査	は、ボイラーのている場合に	煙突が設置され	ないボイラーの	本然みを更用し動区域内に、固	面により検査す		でいないことを変が設置され		五~七 [略]	が材建立る	七号の方法によ	まで及び第二十
世 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	工室の耐火性構	雷装置 一項第九号の避	九第四条の二第							重力で火変	ラー室及び煙突険区域内のボイ	一項第八号の危 第四条の二第	五~七 [略]			
により検査する。 十一 移動式製造 井一 移動式製造 一 移動式製造 で、目視により検査す	理状況を、目視 情 の維持管 情 の維持管 が の が と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	備用工室に設置 されている避雷 状況を、別表第 げる保安検査の がる保安検査の がる保安検査の がる保安検査の がる関表第	九移動式製造設							検査する。	を、記録こよりの燃料の種類	設けたボイラー	五~七 [略]			

49	令和 3 年	3月1日	月曜日	官	報	(号外第 4 .4	. 号)
び製造方法	十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設 での移動方法及		十七 削除	十六五削除[略]	十 四 削 除	十 三 削 除	十 二 削 除
が使用されてい 単両	+		十七 削除	十五 削除 [略]	十 四 削 除	十三 削除	る。また、当該高。また、当該による。また、当該により検査する。
	#八 第四条の二 の移動式製造設 の移動式製造設	動機据付け制限 の移動式製造設 の の り の り の 別 で 関 の 別 で 関 で 別 で 関 で の 別 で の 別 で の の の の の の の の の の の の の	十七 第四条の二 備用工室の床面	の移動式製造設 (アイン 第四条の二 (下) 第四条の二 (下) 第四条の二	備用工室の内面の移動式製造設の移動式製造設の移動式製造設のを動する製造設のでは、	情用工室の窓、 情用工室の窓、 情用工室の窓、 「第四条の二 第四条の二 第四条の二	の工室の付近の工室の付近の
する。記録により検査	十八 ディーゼル 車の維持管理状 見視によ り検査し、必要	検査する。 を、目視により を、目視により を、目視により	十七 移動式製造目視により検査	特管理状況を、特管理状況を、	を、 特査する。 大四 移動式製造 一四 移動式製造 一回 の維持管理状 一回 の	を、目視によりを、目視によりと。 検査する。 大三移動式製造と 対た窓及び出口 けた窓及び出口	近の消火設備の性 設備用工室の付 設備用工室の付 設備の性 を、作動試験 を、作動試験 を、作動試験
は構造	「大学学院により特定 「大学学院により特定 「大学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	具又は容器の、器 関係の機械、器 との機械、器	十九第四条の二				
る。国により検査する。日初の	ミ な 火 が モ つ し 爆 ニ		十九 移動式製造	1 21 1/1 //1 // 1	世 東 同 の た め の た め の た め の あ つ て は、 特定 硝酸 ア は、 特定 硝酸 ア は、 製造 し な の 動力	と製造とが同時 にできない構造 にできない構造 目視、図面又は し、製造のため し、製造のため	あっては、移動 あっては、移動
	容 機械、器具又は	式 用 移 一 製 工 動 項 :	十九 第四 条 の二				
	検査する。器具又は容器の器具又は容器の	付 据 動 慵	十九 移動式製造				

火しない構造 発見している。 火しない構造 発見している。 大しない構造 発見している。 株、器具では容 でいる。 、器具では容 を設している。 を設している。 を認いる。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を	十九 火しない構造 九月二の 第四条 大しない構造 第四条	Table Ta	十九の二 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
検 を を で で で で で で で で で で で で で	(は発火しない	Table Ta	十九の二 移動式 村九の二 移動式 製造設備の機 製造設備の機 が爆発し又は衝撃によ が爆発し又は衝撃によ が爆発し又は容 が爆発し又は容
	·新 設	[新 設]	新設
	新設	新 設	新設
三十三 特定 持定 大田 大田	ける接属部にお 間の金属部にお にお は は は は で の を 属 が 機 械 設 機 板 設 に る の 後 、 後 の 後 、 と り る し る も と る と る り る と る と る と る と る と る と る と る	造設 備 を 照 明 す	十九の五 撃等により変形 といるは、 大号ホの移動式 大号ホの移動式 大号ホの移動式 横のの 大島り変形 ではなり変形
二十三 移動式製	二十二 移動式製 造設備の金属部につ 別定用器具を用 別定用器具を用 別を、接地の状	二十 2 2 2 2 2 2 2 2 2	全がある。。 は図面により検 となっている、 は図面により検 では、 のでは、 のでは、 のででは、 は図面により検 でいる。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。
二十三 第四条の マは廃薬焼却場 の掲示板 の掲示板 の掲示板 の掲示板	二十二 第四条の 二十二 第四条の 指の機械設備開工室又 は移動式製造設 は移動式製造設 は移動式製造設	二十 第四条の 第一項第二十号 第一項第二十号 1	新設
二十三 移動式製	=	二十 移動式製造器 できない できない できない できない できない できない できない できない	新 設

二十七・二十八 「略」 二十九 第四条 一十九 第四条 一十九 第四条 一十九 第四条 一十九 第四条 一月 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	二十六 二十六 二十六 二第一項第二十 二第一項第二十 がじん がでた	二 十 五 削 除	二 十 四 削 除	=
二十七・二十八 「略」 二十九 移動式製 一定硝酸アンモニウム 「な回転部の摩」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない。 「。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「。 「。 「。 「。 「。 「。 「。 「。 「。 「	二十六 移動式製 ニ十六 移動式製 ボルス を	二 十 五 削 除	二十一位 では で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の原料の種類及
二十七・二十八 「略」 二十九 第四条の 二十九 第四条の 大号の移動式製 が表爆薬と直接 ム系爆薬と直接 と はこれる回転部と	二十六 第四条 二十六 第四条の粉じんの務動式製造設備用工室又 2 2 3 3 3 3 3 5 4 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	造設備用工室に 造設備用工室の を	四号の 二十四 二第一項第四 第四条の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
二十七・二十八 「略」 二十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 移動式製 一十九 一 一 「特定」 一 「特定」 一 「特定」 一 「	三十六 移動式製 三神(まり を 下で	た普通木造建築 を、目視により検査する。 一十五 移動式製 一十五 移動式製 一十五 移動式製 一十五 移動式製 一十五 移動式製	面して設置され 面して設置され	<u> </u>
	ための措置	び静電気に対す 三十一 第四条の 三十一 第四条の 一号の特定硝酸 アンモニウム系 藤薬又はその原 原 の が が が が の の の の の の の の の り の り の り の		定硝酸アンモニ
検査すする。 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	マはその記録を はその記録を にだし、当該特 にだし、当該特	三	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	発し又は発火し
	はその原料を加 を 発火又は爆発する おそれのある を 全装置	及び静電気に対 三十一 第四条の 三十一 第四条の 一号の移動式製 一号の移動式製 一号の移動式製	三十 第四条の (備に備え付ける) (では装) (ではませい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (ではもい) (でもい) (でもい) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも	

報

官

す 囲 三十三の三 三十三の三 第 四 第 四 第 四 第 四	三十三 第一項第三十三十三 第四条の 推置	
を、	三十三 廃薬焼却の他の、防によりでは、土場では、土場では、土場では、土場では、土場では、土場では、土場では、土場	三十二 [略]
新設	三十三 場 三号の廃薬焼却 三十三 第四条の 第四条の	
新設	三十三 内の維持管理状況 の維持管理状況 る。 る。 る。 を、目視及び図 る。 を、目視及び図 を、目視及び図	三十二 [略]
	(情考 表中の [] は注 [略]	

?ら起算して一月を経過した日から施行する。

注記である。 4 略